

平成23年第5回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成23年6月8日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成23年6月8日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸子 君   |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君    |
| 6番 出 下 孝 君        | 7番 姫 宮 五 鈴 君  |
| 8番 折 出 直 幸 君      | 9番 大 田 直 樹 君  |
| 10番 中 雅 洋 君       | 11番 瀧 野 純 敏 君 |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |               |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

5番 中 下 伸 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 中 島 充 人 君 |
| 教 育 長        | 塚 田 秀 也 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 建 設 部 長      | 三 登 英 生 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 信 川 正 次 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 民生課長   | 山根道春君  |
| 税務住民課長 | 河本和彦君  |
| 環境防災課長 | 吉原修君   |
| 産業建設課長 | 三宅信治君  |
| 都市計画課長 | 三好修平君  |
| 出納室長   | 三登崇宏君  |
| 学校教育課長 | 中村輝彦君  |
| 生涯学習課長 | 坂井眞智子君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 高橋 薫江君 |
| 主任 | 尾崎 賢介君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程

「諸般の報告」

- (1) 町長報告
- (2) 議長報告
- (3) 総務厚生委員会委員長報告
- (4) 産業文教委員会委員長報告
- (5) 議会運営委員会委員長及び議会広報  
調査特別委員会委員長報告
- (6) 監査委員報告

議 事

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 日程第1 | 「会議録署名議員の指名」                            |
| 日程第2 | 「会期の決定」                                 |
| 日程第3 | 「一般質問」                                  |
| 日程第4 | 報告第2号 「平成22年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算<br>算書について」 |

|       |        |                                                |
|-------|--------|------------------------------------------------|
| 日程第5  | 報告第3号  | 「平成22年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成23年度事業計画の報告について」       |
| 日程第6  | 議案第20号 | 「専決処分の承認を求めることについて<br>(平成23年度坂町一般会計補正予算(第1号))」 |
| 日程第7  | 議案第21号 | 「坂町税条例の一部改正について」                               |
| 日程第8  | 議案第22号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                         |
| 日程第9  | 議案第23号 | 「坂町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止について」                  |
| 日程第10 | 議案第24号 | 「証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」                      |
| 日程第11 | 議案第25号 | 「坂町監査委員条例の一部改正について」                            |
| 日程第12 | 議案第26号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」        |
| 日程第13 | 議案第27号 | 「坂町職員定数条例の一部改正について」                            |
| 日程第14 | 議案第28号 | 「坂町表彰条例の一部改正について」                              |
| 日程第15 | 議案第29号 | 「坂町情報公開条例の一部改正について」                            |
| 日程第16 | 議案第30号 | 「坂町個人情報保護条例の一部改正について」                          |
| 日程第17 | 議案第31号 | 「坂町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」         |
| 日程第18 | 議案第32号 | 「平成23年度坂町一般会計補正予算(第2号)」                        |
| 日程第19 | 議案第33号 | 「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」                   |
| 日程第20 | 発議第4号  | 「坂町議会委員会条例の一部改正について」                           |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 皆様、御起立願います。

ご礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋 薫江君) 御着席願います。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。議員改選後初の議会でございますけれども、新しく議員になられた皆さんは緊張されておられると思いますが、思いをしっかりと発言して、要点を絞ってよろしく願います。

また、きょうは傍聴席にはたくさんの方がおいでいただきました。ありがとうございます。

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は11名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより、平成23年第5回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、これに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成23年第5回坂町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をくださいますて、厚く御礼を申し

上げます。このたびの定例会では、16件の案件について御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。なにとぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、これより諸般の報告に入ります。

最初に町長の報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。去る5月18日佐賀県唐津市において日本港湾協会平成23年度通常総会が開催され出席をいたしました。港湾功労者表彰式に続いて行われた日本港湾協会総会では、平成22年度事業報告及び収支決算報告が承認され、平成23年度における港湾利用の促進と振興を図る旨の事業計画と総額8億9,970万円の平成23年度予算案が原案どおり可決されました。

翌日の5月19日に東京都のシェーンバッハ砂防において、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び震災から命を守る道づくり全国大会が開催され出席をいたしました。通常総会では、平成22年度事業報告及び収支決算報告が承認され、必要不可欠な基礎的インフラとしての道路整備の推進を図る旨の平成23年度事業計画と、総額6,660万円の平成23年度予算案が原案どおり可決されました。

続いて行われた震災から命を守る道づくり全国大会では、地域が真に必要な災害に強い道路の整備を計画的かつ着実に進めることなどの要望が採択され、大会終了後地元選出の国会議員に要望活動を行いました。

次に、日本道路協会通常総会等について、御報告をいたします。去る5月26日東京都のシェーンバッハ砂防において、日本道路協会通常総会が開催され出席をいたしました。通常総会では、平成22年度事業報告及び収支決算報告が承認され、国民生活に不可欠な道路政策のあり方を研究し、道路に関する知識の普及等を推進する旨の平成23年度事業計画と総額5億7,131万円の平成23年度予算案が原案のとおり可決されました。

続きまして、全国海岸協会定期総会が日本消防会館で開催されました。定期総会では、平成22年度事業報告及び収支決算報告が承認され、海岸に関する知識の普及、海岸事業の推進を図る旨の平成23年度事業計画と総額3,807万円の平成23年度予算案が原案のとおり可決をされました。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、議長報告を行います。

5月17日、18日に開催されました第36回全国町村議会議長等研修会に出席しました。内容は地域力創造と地域おこしのヒント、二元代表制と議会の価値、巨大地震、原子力事故と国家の危機管理と題した四つの講演と「町村議会だからできる」をテーマに4名の代表議長による公開討論が行われました。

今回の研修は議長に就任して初めての研修でありましたが、新たな町村議会の活性化方策やまちづくりに対する議会の役割等、大変有意義なものでした。なお、詳細については事務局に資料を保管させておりますので、必要があれば参考にしてください。

簡単ですが以上で議長報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務厚生委員会、折出委員長お願いします。

○総務厚生委員長（折出直幸議員） 総務厚生委員会の報告を行います。

総務厚生委員会は、5月10日の初議会以降5月23日に委員会を開催いたしました。9時より総務厚生委員会所属の議会事務局、出納室、企画財政課、保険健康課、総務課、税務住民課、民生課、環境防災課の各課より事務文書の概略及び平成23年度の主要事業の説明を受けた後、質疑、応答に入り意見要望等を行いました。終了後総務厚生委員会の1年間の事業予定について協議を行い各委員より意見をいただきました。次回の委員会において、年間計画表を作成決定することといたしました。

以上で総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続いて、産業文教委員会、出下委員長お願いします。

○産業文教委員長（出下 孝議員） 産業文教委員会の活動報告をいたします。

第1回の産業文教委員会を6月2日10時から6名全委員出席のもと開催いたしました。今回は産業文教委員会所管の産業建設課、都市計画課、生涯学習課、それと学校教育課の所管事務調査を実施いたしました。各課の事務文書の概要の説明を受けたのち、質疑、応答でより理解を深めることができました。業務多忙中の中、関係各課の御協力に厚く御礼申し上げます。所管事務調査終了後、産業文教委員会の1年間の調査研究課題について協議し、これをもとに6月中に具体的活動計画書を作成し活動を履行することを申し合わせをいたしました。

以上で産業文教委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会、大田委員長をお願いします。

○議会運営委員長（大田直樹議員） 議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の報告を行います。

議会運営委員会は、5月10日の初議会以後6月3日に委員会を開催いたしております。内容は、今定例会の議事運営についての協議をいたしました。また、議員提出議案といたしまして、坂町議会会議規則一部改正についての審議を行いました。この案件につきましては、議会運営委員6名全員で提出する提出議案として今定例会に提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

引き続きまして、議会広報調査特別委員会の報告を行います。議会広報調査特別委員会は、初議会以降6月3日に委員会を開催いたしました。7月1日発行の議会だより第116号の編集について協議を進め、役割分担、日程の確認を行っております。

以上で議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、監査委員、中議員をお願いいたします。

○10番（中 雅洋議員） 監査委員報告を行います。5月10日の初議会において監査委員として選任を受け、5月21日に例月出納検査を行いました。その例月出納検査について報告させていただきます。

なお、監査の執行につきましては、議員選出の監査委員の任期に伴い平成23年5月9日までは代表監査委員の西本昭孝氏並びに議会代表監査委員、中下 伸氏の両名が実施いたしました。例月出納検査は、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして平成23年3月分を平成23年3月18日に、平成23年4月分を平成23年4月20日に、平成23年5月分を平成23年5月20日にそれぞれ実施いたしました。検査の結果はお手元に配付している資料のとおり現金の出納は適正であると認めます。

以上で坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上ですべての報告を受けました。

続いて、各報告に対しての質問に入ります。

まず、町長報告に対して質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

次に、議長報告に対して、質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

次に、総務厚生委員長報告に対しての質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

次に、産業文教委員長報告に対しての質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

次に、議会運営及び議会広報特別委員長報告に対しての質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

次に、監査委員報告に対して質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により、議長において4番柚木喬議員、6番出下孝議員、7番姫宮五鈴議員を指名いたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は7日間と決しました。

○議長（川本英輔議員） 日程第3「一般質問」を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、10名から10問の質問事項

が通告されておりますが、本日5番中下議員は病気欠席のため、事前通告しておりま  
す一般質問につきましては効力を失ったものとみなします。

それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

10番中 雅洋議員から「どうする 子育て支援施設設置」の件を質問願います。

○10番(中 雅洋議員) 「どうする 子育て支援施設設置」の件について質問いた  
します。

ことしの3月定例会で、子育ての支援施設を「町民センター1階の展示室内に設け  
ては」という提案をいたしました。町側から「文化活動の発表の場として使用して  
いるので、子育て支援施設への転用は難しい」という答弁でありました。また、3月  
定例会の予算審議の場で「町民センターがだめならどうするのか」と質問をしたとき  
町側から「新たに施設の設置を検討している」との答弁がありました。

これらを受け、子育て支援施設設置の検討状況について、関係当局の考えを伺いま  
す。以上です。

○議長(川本英輔議員) 吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 「どうする 子育て支援施設設置」の件についてお答えをいた  
します。

全国的な少子高齢化が進む中、坂町の人口は、平成17年度末1万2,820人か  
ら平成22年度末には1万3,428人と増加をし、14歳以下の年少人口は、平成  
17年度末の1,722人から平成22年度末には1,994人と272人ふえ、15.  
7%の増となっており、これまで取り組んできた成果が出てきつつある状況でござい  
ます。

こうした中、町といたしましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという  
基本的認識のもと、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から  
子へ、子から孫へと歴史、文化、地域を守っていくことのできるまちづくりを目指し  
て、子どもや子育てにやさしい環境を整えているところでございます。

さて、御質問の子育て支援施設設置の検討状況でございますが、町民センターの展  
示室を子育てオープンスペースとして常設することが困難な中、これまで町内の子育  
て支援サークルの意見をお聞きしながら新たな子育てオープンスペースの設置につい  
て検討をしてまいったところでございます。

町といたしましては、具体的に平成ヶ浜福祉センターを増築し、子育て支援施設を設置することにつきまして、数回にわたりこれらの関係者の方々の意見をお伺いをいたしたところでございますが、結果的には現在の状況で不満はないという意見が大多数である状況でございました。このようなことから新たな子育て支援施設の設置につきましては、現在のところでは今後の検討課題といたしているところでございます。

いずれにいたしましても子育て支援対策は、次世代を担う若い人々の定着化を促進をし、町の活性化を図るため非常に重要でありますことから、これまで関係者、関係機関等と協議等を行いながら事業を実施してまいりましたが、今後とも町にとって何が必要かを検討をいたしながら本町の身の丈にあった施策を推進をしてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ただいまの答弁で、今後の検討課題というのが結論のような感じがいたしました。そこで、ちょっと事前に数回にわたり関係者の方々の意見を聞いたと、こう回答があったんですが、これはいつごろから何人ぐらい、どんな感じで、どういった人を対象に聞かれたのかちょっと説明をいただきたい。

○議長（川本英輔議員） 山根民生課長。

○民生課長（山根道春君） お答えいたします。1月ごろから関係機関、子育てサークル、ぱおぱお、あみーご代表者及び代表者と話し合いを持つ場が2回。それとそれぞれのサークル活動をしている中で、参加者に対してそれぞれ1回ずつ話し合いを進めてまいりました。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 1回ずつと言いますと2回ぐらいですね。どうも組織、ぱおぱおとか、あみーごキッズ、こういった組織の人と聞いたというような感じですね。本当はもう少し個人的な領域の、本当は組織が使うんじゃなくて、個人が使う領域もあるんで、その辺もちょっと情報を入手してほしかったような気がいたします。

そこで2点目ですが、結果的に検討課題にするということで、問題はないんだっただのかちょっとどういうふうにとらまえてますか。例えば財源なのか、進め方、要は設置するための進め方で、情報のとり方があまりうまくいかなかったかなというような気はするんだけど、財源的な問題もあったのか、その辺はどういうふうに捉えています

か。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。問題点はどういうふうなところにあつたかということでございます。問題点というよりも1番当初確か平成ヶ浜西の住民協のほうからこういうふうな要望が出てきたと認識しております。そういうふうなことを受けまして、町内で活動をしている団体とか、それらの方々にお聞きをしたわけでございますが、結果的に、今の状態で満足しているというふうなことににつきまして、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、住民協の中の方も、かなりの人がそういう団体に入っておられますし、その方らの意見の集大成として、今の施設で満足しておるといふことになりますと、平成ヶ浜福祉センターを増築するにしましても、莫大な金額がかかるわけございまして、そういうふうな認識の中では、今すぐに建てる、増設するといふことは困難であると。そういうことから検討課題とさせていただいたわけでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃ、3点目質問いたします。子育て支援施設にあそこの何、なかよしハウスありますね、あそこの保育園にね。これ月曜と金曜日かな、これが10時から15時というふうに、要は指定して日にち、この日にちのこの時間に利用できますよと。これが多分今あそこのアセンブリーホールの近くだからわりと1回1000円使って、こう入るといふのと少し、例えばアセンブリーセンターのほうへ何か施設を造るとすれば、ちょっと近すぎるなといふのもあつたんだけど、ただその辺で、そういった保育園、なぎさ保育園ですか、なぎさ若竹保育園のほうからその場所広いところを造って、移設じゃないけどその辺をうまく考えればいいのになあいうような気はしたんですが、要は今、保育園であそこがやっとする、じゃ保育園でどこもそういった子育てのなかよしハウスみたいなものを持っていくといふのも一つの手は手なんですよ。要は坂保育所にもそういった月、火があるなら水、木する横浜、なぎさ横浜の若竹の保育園、ここに曜日をかえてこうやるとか、そういったのも一つの考え方のような気がするんですが、要は曜日をずらしていく、その辺は検討はされましたか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時28分）

(再開 午前10時30分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。今、平成ヶ浜のですね、県営と町営を建設しております子育て支援センターの話が出ましたが、現在のところは、このなぎさ若竹でそういうふうなことをさせていただいておりますのと同時に、各保育所でも所定開放として、地域の方に開放して、そういうふうな事業もしておるところでございます。仲良しハウスではそれとあわせて、専門的な職員で子育ての悩みとか、いろんな相談事についても対応できるような形にさせていただいております。町内に何か所もあればいいかもわかりませんが、基本的には現在のところ、なぎさ若竹の中の子育て支援センターで統括しているところでございます。

それと補足させていただきますが、先ほど平成ヶ浜福祉センターの話をさせていただきまして、問題点としまして補足させていただきますが、いろいろ関係者の意見をお聞きした中では、駐車場等の問題も出てきたところでございます。最低でも17、8台は止められる駐車場がないと非常に利用が難しいということになりますと、例えば役場の駐車場へ停めていただいて、利用をしていただくとか、いろんなことが考えられるわけですが、それではちょっと遠いんじゃないとか、いろんな話をお聞きしました。そういうふうな中で、総合的に先ほどの質問につきましては、検討課題とさせていただきますのでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 4点目ですが、今の答弁を聞いて、なぎさ若竹でやっている仲良しハウス、これをぜひですね、拡大したようなもので検討してもらえば常時いつでも入れるオープンスペース、あそこではちょっと狭いところを少し町として一つの施設として、相談員あたりをあそこへ依頼するのとかいうのを今後の検討課題の一つ入れ込んでもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） 今後の検討課題とのことでございますが、今後いろいろなニーズがあると思います。現在のニーズの中では今の形で満足していると考えており

ますが、今後いろいろニーズが出てくる中で、そういうふうなことも一つの選択肢の一つになるのではないかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 5点目ですが、平成ヶ浜に地区に対してまだ多分要望書が出ておったと思うんですが、回答はどういうふうにするのか、今後検討するとするか、どうも表現があいまいな気がするんですが、もう中止すると、設置しないという返事をされるのかどうか、その辺はちょっとお聞きしたいので、あくまでも地区の要望として入っておるんで、行政側として一応今後の検討課題いうのも表現はいいんですが、今までこう聞いた表現だと前向きにいうのが入ってないんで、恐らくちょっと下向きな感じのような回答のような気がするんですよ。その辺はどういうふうにか、平成ヶ浜西区に対して、返答をしようと考えておられるか。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。平成ヶ浜西区につきましては、確かきょねん、おととしだったと思いますが、確か要望書が出ました。それに対して町といたしまして回答書を提出をさせていただいております。内容的には、現在町民センターのほうでいろんな団体が活動されております。あわせまして仲良しハウス、子育て支援センターですね、そういうふうな施設、横浜保育園、坂保育所、小屋浦保育所での所定開放等々いろいろございますが、それらを有機的に利用させていただきたいという回答をさせていただいております。

今回この子育て支援施設オープンスペースにつきましては、また、その後再度検討をしたものでございまして、それにつきまして町長がお答えいたしましたように、今後の検討課題とさせていただくとしたものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮五鈴議員から「原発問題を考える」の件を質問願います。

○7番（姫宮五鈴議員） 「原発問題を考える」の件について質問いたします。

3月の東日本大災害は、その規模と内容においてまさに有史以来の国難とも言うべき大災害であります。我が坂町でも防災意識が大いに高まり、地域防災計画が作成されたことは皆様も御承知のとおりであります。私はさらに一歩進めて今回の大災害の中で人災とも言える最も深刻な問題として連日マスコミでクローズアップされている

原発の問題に絞って問題提起させていただきたいと思います。

言うまでもなく広大な太平洋と比べれば小さな池とも言えるこの瀬戸内海、既に原発が一カ所稼働しており（愛媛県伊方原発）、さらにお隣の山口県にも岩国から少し西に寄った上ノ関に新たに原発が設置されようとしています。もし岩国の活断層に地震が発生すれば、原発そのものの安全性も確立されてない現在、陸にも海にも甚大な被害をもたらす恐れがあると言わねばなりません。

国のエネルギー政策を決定するのは、基本的に政府の責任であるとしても被害者は常に地域の住民です。町民の命と暮らしの安全安心を確立するためには、何よりもまず地方自治体が原発を客観的、科学的に検討し、政府と企業に対して率直に物申す態度を堅持すべきだと考えます。遅きに失した感はぬぐえませんが、今後はそのような社会状況になっていくと思われまふ。私は、この問題に関しては行政と議会が一体となって我々も町民の方々もすべてが自由に参加できる勉強と討議の場を設定されてはどうかということを提案して質問を終わります。

町当局の見解をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「原発問題を考える」の件について、お答えをいたします。

最初にこのたびの東日本大震災において、お亡くなりになられましたの方々に対し哀悼の誠をあらわしますとともに、負傷された方々や被害をこうむられたの方々に対しまして心からお見舞いを申し上げます。また、被災地の1日も早い復興を願うばかりでございます。

原発問題につきましては、議員さん御指摘のとおり国のエネルギー政策を決定するのは基本的に政府の責任であります。これまで国により推進をされてきた原子力発電につきましては、今回の被害により安全性等の課題が提起されているところでございます。原子力発電は現在低コスト、高効率、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして電力を供給をしており、現在国の電力需用の約30%を占めている状況でございます。

今回の事故により、自然エネルギー転換への声が大きくなっている昨今ではあります。直ちにこれにかわるエネルギー資源の確保も不可能な状況でございます。愛媛県の伊方原子力発電所につきましては、東日本大震災による津波に起因する福島第一、第二原子力発電所の事故を踏まえた国の指示に基づき、四国電力株式会社において伊

方発電所における緊急安全対策の実施状況を取りまとめた報告書を本年4月25日に原子力安全保安院に提出をし、その審査の結果、緊急安全対策が適切に実施されているとの確認結果が5月6日同院より公表されたところでございます。

また、上ノ関原子力発電所につきましても中国電力株式会社管内の原子力発電の占める割合は現在8%程度でございますが、中長期的な計画ではこの発電所の建設を含めて、30%程度に引き上げる計画というふうになっておるようでございます。

しかしながら、このような社会状況の中新たに原子力発電所を建設するという点については、地元においても賛成、反対と意見がわかれているというふうにお聞きをいたしております。

議員さん御質問の坂町が原発を客観的、科学的に検討するために、行政と議会が一体となって、町民の方々もすべてが自由に参加できる勉強と討議の場を設定されてはどうかということについてでございますが、このような問題につきましては、個々の市町がそれぞれの立場で実施するのではなく、国が国民に対しさまざまな条件や技術的根拠等を示し、幅広く意見を聞く中で国民のコンセンサスを得て、方向性について検討すべきものというふうに考えております。

御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の答弁の中で、安全なという二酸化炭素排出しないクリーンなエネルギーとして電力を供給しておるといっておりますけれども、放射能を含んだナトリウムが出るんですよ。これを100年かけて、100年かかるんですよ、その放射能がなくなるまでには。だから今青森のほうに持って行って、土の深いところに埋め込んだり、それから今まではフランスとドイツに持って行って、放射能を取ってもらったんですけども、そういういろんな面が、悪い面があって、ええ面もあるんですけど悪い面もあるんですね。それで上ノ関の分ですけどもあそこは活断層が通ってるところで、それでもしか東日本もまさかあんな大きな地震がくるとは皆も思っていないし、原発の関西電力の人も思っていなかったと思います。ですけど、ああいうふうにはわからないんですよ、どんなことが起こるか今の段階で。100年前に安芸灘地震があったということは聞いております。それで、上ノ関の原発がもしか事故った場合は、瀬戸内海が全部放射能で汚染されて、魚がだめになる。地場産業のカキもだめになるんですよ。それでできればそういういろんなことを国からの命令でなし

に、私ら自身が少しずつ勉強して行って、そして坂だけでなく、府中、海田、全部で一応勉強して意見書というようなものを作っていったらどうかと思っております。どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。議員さんがおっしゃられることもよくわかるわけですが、やはりこのような原子力に関する問題というのは、先ほども町長が答弁をいたしましたように、一つの市とか町とか、県とかが単独で考えていく問題じゃなくて、日本をどうするか、原子力発電今すぐなくしたら約30%の電力が供給できなくなって、もう経済も我々の生活ももうずたずたになってくるというふうな状況があるわけですが。将来的に考えるときに、これをどうするかにつきましては、先ほども町長が申し上げましたが、一つの市とか町とか県とかが考えるんじゃないで、やはり国がしっかりとした状況とか技術的なこととか、いろんなことをそれぞれの県、自治体に示して、それを我々国民がどういうふうに考えるか、それでもって将来的な方向性を決めていくべきであると考えております。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 黒田部長さんがおっしゃったこともよくわかりますけども、国からのくるのを待っとるんじゃないしに、私ら個々が勉強して行って、町民、国民からの声が大きくあらわさんとだめだと思えます。どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることもよくわかるのでございますけども、やはり坂町も含めまして、日本全国で経済活動を行っておるわけでございます。やはりその経済活動がとまる、現に東日本の大震災で東日本の経済活動が停滞しとるわけでありまして。これが日本全体に広がっていくようなことがありましたら大変なことになるんじゃないかと思えます。そこらも踏まえながら現在、いわゆる原発にかわる対策としまして、エッカ天然ガスの利用、燃料として利用して発電を起こすというような話も今出ております。何十年前前確かにガスで電力を起こすような時代もございました。そういうこともいろいろ検討されております。やはり全体的な中で、坂町でもやはり経済活動をしていただいて、納税をしていただいて、この町が成り立っておるわけでありまして。やはり絶対的なことをですね、コンセンサスを国民全体、あるいは国全体でですね、考えた中でですね、やはり決断をせにゃいかんと思えます。

例えば、原発を廃止して、他のエネルギーを利用するということになると、コストの問題が出てくるわけですね。コストは原発と同じようなコストで、しかしコストがかかるかからないもそういうコストでないと電気を供給したらいかんということになりますと、やはり全体的な国の問題になってくるわけでありまして。やはり全体ですね、議論することがですね、よりよい方向を生み出すのではないかと思います。国民全体ですね、十分合意をとっていくということがですね、1番大切なことじゃないかというふうに思っておりますので、そこらを御理解いただきたいと思っております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番主枝幸子議員「受診率の低い乳がん、子宮がん検診の促進」の件を質問願います。

○2番（主枝幸子議員） 「受診率の低い乳がん、子宮がん検診の促進」の件について質問します。

がんは早期発見が重要であり、特に乳がんは日本人女性の20人に1人とも言える割合で発症率は高いが、予防法がなく早期発見、治療が最善の対策方法と言われております。

現在、坂町住民総合検診での乳がん検診の対象年齢は40歳以上、子宮がん検診の対象年齢は20歳以上で、平成21年度の受診率は乳がん27.6%、子宮がん25.7%となっております。

最近では、30代の女性のがん死亡率原因のトップが乳がんであると言われております。このように発症率は低年齢化しているため、早期発見のためにも乳がん検診の対象年齢を40歳以上と限定せず、子宮がん検診と同様に20歳以上への変更を考えていただけませんか。また、検診日もこのたびは6月7日から11日までの5日間と限られており、受診希望者の予定があわず、受けられない人もあろうと考えます。この期間に受けられない人への対応も考えていただけませんか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「受診率の低い乳がん、子宮がん検診の促進」の件についてお答えをいたします。

がんは昭和54年から死亡原因第一位で死亡者数は全死亡者の約3割を占め、高齢化社会の進展により、罹患者数、いわゆるがん患者の数でございますけれども、そして死亡者数とも増加傾向の状況でございます。現在は二人に一人ががんにかかり、3人

に一人ががんで死亡する時代とまでも言われております。

このような状況な中、広島県におきましては、がん検診受診率向上に向け「がん検診へ行こうよ」キャンペーンを展開をいたしており、本町におきましても住民総合検診の実施や女性特有のがん検診の実施、さらに今年度は働く世代への大腸がん検診の推進など、がん検診の受診率の向上を図るためにいろいろと取り組んでいるところでございます。

がん検診につきましては、国が定めたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施をしており、その中で乳がん検診につきましては40歳以上から、子宮がん検診につきましては、20歳以上から検診対象者として受診勧奨等を実施をしているところでございます。検診ごとの対象年齢につきましては、国がこの指針を定める際に、専門家による検討会を設けており、その際、乳がん検診につきましては40歳以上から、がん検診の有効性が認められるとして報告されたのを受けて設定されているものであり、現時点では町といたしましては、この指針に基づき受診勧奨を行うことが適当であると考えております。

また、住民総合検診につきましては、以前は年1回実施をしておりましたが、平成19年度から春と秋の年2回、平日の受診が困難な方もおられることから、土曜日も含めまして平成23年度は延べ9日間実施をし、検診場所につきましては、町民センターと小屋浦ふれあいセンターの2カ所で実施するなど、町民の方の利便性の向上に努めているところでございます。

今後ともがんにつきましては、がんを予防することはもとより、早期発見、早期治療がより有効であるため、受診率の向上に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 子どもの病気、学校の行事などで休むことが多いと会社に無理を言い出せなく、母親は自分のことはつつい後回しになり、また次の機会に受けようと先送りになり、気がついたときには手おくれということもあります。他の市町村では受診券を郵送したり、契約している病院に本人が電話をして、都合のよい日に予約ができる市町村もあると聞いていますが、そのようなお考えはありますか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。今、議員さん言われましたように個別受診の件でございますけれども、現在坂町におきましても女性特有のがん検診、これにつきましては5才きざみでございますけれども、個別に受診ができるようにクーポン券を配付して実施しているところでございます。ただ、これにつきましてはの受診率につきましては、議員さんが一般質問されましたように、乳がん検診で言えば27.6%ということになっております。また、近隣の町の状況ですけれども、府中町、海田町につきましては個別検診の実施をしておるわけでございますが、府中町全体の受診率、乳がんの受診率でいきますと15.3%、これ平成21年度でございますが、海田町でいきますと17.8%、坂町と熊野町は集団検診、基本的には今の女性特有以外では集団検診のみの実施でございますが、熊野町が20.1%、坂町本町は30.5%となっております。これにつきましては、海田、熊野、府中等実施しておりますけれども乳がん検診等オプション等となっておりますり、個別の医療機関ということで、費用が高くなるということ等もございまして、受診率があがっていないということ等でございます。

そういったことからですね、本町のように規模があまり大きくない町におきましてはですね、女性特有がん検診は個別検診で対応しつつ、一般の検診につきましては、集団検診によって、費用も安く、あるいは皆さんが気軽にですね、行けるような形で実施していくのが今のところ望ましいのではないかというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 国の指針だと対象年齢、乳がんは40歳以上とわかるんですが、国の統計によると40歳からの死亡率が高くなっているのです、予防の意味では死亡率が高くなる以前の年齢の検診が効果的だと思います。町独自の対象年齢の引き下げを考えていただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。今の乳がん検診につきましては、先ほど町長の答弁がございましたように、がん予防の重点健康教育及びがん検診実施のための指針と、いわゆるガイドラインでございます。その中で40歳以上の方を対象としておるわけですけれども、その40歳以上とした今のガイドラインを設定する際に、今の専門家の中でですね、専門家中の検討会の中では40歳以上のマンモグラフィーによる乳がん検診の有効性は確認はされておりますけれども、40

歳未満の方については、マンモグラフィーの検診による乳がん検診の死亡率の減少効果について、根拠となる報告や研究はされていないということで40歳以上と設定されたところでございます。

これにつきましては、年齢が若い場合画像が全体的に白く写るとか、写るなどしこりとして断定しにくく見落とす可能性が強いということですので、そういった報告がされているということでございまして、そういった状況の中、本町としましても基本的には国のガイドラインによりながら検診の対象者を設定して実施していくと。また、今後国のほうでですね、いわゆる有効性が確認されて、対象年齢を上げていくようなことがございますれば、そういったことに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今、40歳以上のマンモグラフィーではそうかもわかりませんが、超音波という機械もあると聞いてます。超音波では低年齢化の受診もわりとはっきりと出ると聞いていますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。医療機関によりましては超音波のほうが有効であると。確かにマンモグラフィーと超音波によって、各々やりながらやっていく方法もあろうかと思えますけども、科学的な今の検討会の中におきましては、超音波によりいろいろ検査においても乳がんの死亡率の客観的な証拠がされていないという報告がございまして、基本的にはですね、医師の視触診、その中で医師の指示を受けながら超音波なり、マンモグラフィーなりの検診を受けていただく形になるのではないかとこのように考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 母親が元気であることが子育ての支援にもつながり、人にやさしく安心して暮らせる坂町であるためにも一歩踏み出した温かい対応を節に考えていただきたく要望して質問は終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁いらんのですね。

○2番（主枝幸子議員） はい。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時15分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 3番奥村富士雄議員から「悠々健康ウォーキング宣言の町として、今後の推進について」の件を質問願います。

○3番(奥村富士雄議員) 「悠々健康ウォーキング宣言の町として、今後の推進について」の件で御質問いたします。

昨年8月町制施行60周年記念式典で「悠々健康ウォーキングの町」が宣言され、記念の石碑や町内にのぼり旗が設置され、その推進が行われているように見えます。ところが間もなく1年になろうというのに、一向にウォーキング推進の方向性が見えていません。平成20年2月町教育委員会・大学・商工会でいわゆる産学官連携事業として、月イチウォーキングの「ようよう坂町ウォーキング」が誕生しまして、先月で第40回を迎え、年間1千名近い参加者がございます。ただ町外の参加者の方が多く、大体町内が約3割、町外が7割というような現状でございまして、この間マスコミ関連の報道がこの4年間でですね、テレビ、ラジオ、新聞等で約二十数回ほど坂町のウォーキングが掲載されております。また坂町のウォーキング道は広島県の「地域産業資源」にも指定されてございまして、「ウォーキングの町坂町」が県内外にかなり浸透していることは確かでございます。町内でもウォーキングをする人がふえたり、町外からのウォーキング客もふえています。

こうした中で、ウォーキング宣言の町として、ウォーキング健康づくりだけではなく、まちづくりとして総合的に取り組み、そして町ぐるみで取り組みを推進していくためには、役場全課での推進体制の構築や、町内各団体での推進協議会の組織化を図り、町ぐるみで「ウォーキング宣言の町」を推進していくことが重要であると考えています。町長のお考えと決意をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長(川本英輔議員) 吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 「悠々健康ウォーキング宣言の町として、今後の推進について」の件についてお答えをいたします。

当町は国民健康保険の医療費や生活習慣病治療者の割合が高いことから、町民みずから健康づくりに取り組み、健康維持による医療費を削減すること、またコミュニ

ティの場づくりを推進することを目指して、従来から21世紀健康増進公園ネットワーク整備事業による公園や遊歩道整備のほかウォーキングトレイル事業を実施し、ウォーキングにつきましては平成11年度からでございますけども、町内全域にウォーキングコースを整備をいたしております。

こうした取り組みに関連をさせ、昨年度町制施行60周年を記念をして、ウォーキングを通じて健康でたくましい心と体をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指し、親から子へ、子から孫へと伝統あるわが町を受け継いでいくため、「悠々健康ウォーキングの町」を宣言をいたしました。平成23年3月議会において、出下議員より「悠々健康ウォーキングの町宣言」について施策等の質問を受け、広く町内外の方に参加していただける悠々健康ウォーキング大会の開催を検討をいたしており、開催に向けては一過性にならないよう町内各種団体、企業、行政等が連携をとり、実行委員会を立ち上げ企画運営し、町民が主体となって開催していく大会にしたいと考えていますとお答えをいたしましたところでございます。

御質問の町ぐるみで取り組みを推進していくために、役場全課での推進体制構築や町内全団体で推進協議会などの組織化を図り町ぐるみでウォーキング宣言の町を推進していくことが重要であると考えてございますが、町といたしましても町全体で推進していくために、現在町内各種団体、学校、企業、行政等で構成する悠々健康ウォーキング大会実行委員会の立ち上げを検討をいたしております。また、実行委員会立ち上げに先立って、役場内の全庁で取り組むための事務局体制を組織をいたしているところでございます。

この組織は長年にわたり継続開催できるよう事務局員を20代から50代と幅広く年齢層を考慮し、各部署から選定をいたしております。事務局体制が整いましたら実行委員会を立ち上げ、悠々健康ウォーキング大会の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

御理解と御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 年1回の悠々健康ウォーキング大会ということなんでございますが、昨年第1回としてベイマラソンのときに併載といいますか一緒にやったわけで、きよねんのベイマラソンの実行委員会では、もう別個に開催しようじゃないかということなんで、この悠々健康ウォーキング大会をいつ開催されるのかということ

と、どの程度の規模でされるかということをごすね、お聞きしたいということではすね、実は今月一ウォーキングでこの6月の5日で41回を迎えましたけども、大体平均で年間1000人ということですが、最大がすね、2月に寒梅ウォーキングをやりよるんですが、270人集まっております。月一やりながらまた新しいウォーキング大会をやるということではすね、そこら辺の整合性もあわせてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。いつ開催するかにつきましてでございますが、今現在実行委員会の事務局を構成しております役場職員二十数名で構成しておりますけれども、事務局を立ち上げております。また、近々にはすね、この事務局員で先進開催町でございますところに視察研修、また勉強しに行かせていただきたいと考えております。

開催時期につきましては、今現在ははっきり申し上げることはできませんけれども、近々に実行委員会を立ち上げ、実行委員会の中で年間いろんな行事がございますけれども、それにいろいろなことを考え合わせまして、気候とか考え合わせまして、開催時期については決定したいと考えております。

それから、どの程度の大会参加人員を予定しているかにつきましてでございますけれども、地道にすね、できるだけ多くの方に参加していただけるようなことを考えておりますけれども、この参加人員につきまして今、奥村議員が言われました寒梅ウォーキングで二百数十人ということをお言われましたけれども、できれば二百数十人より多くできれば400人、私個人の考えでございますけれども400人ないし500人は集めたいと考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 何ごとにも事を進めるには、やっぱり目標数字を持つということが大切じゃないかと思うんで、400人、500人というのはすね、非常に目標としては低いんじゃないかと思えます。せめて1000名ぐらいはすね、お願いしたい。ベイマラソンでも1,200、300人来ておりますのですね、それぐらいは来る坂町のウォーキングに対しての関心というのがあると思えます。

それで、第4次の長期総合計画の中にすね、いろいろとウォーキングのことが書いてあるわけなんですけど、その基本計画の中に「あすを開く共同のまちづくり」と

いう項かあるんですが、そこへですね、その(2)にコミュニティ活動の推進という事で、「ウォーキングによるまちづくりの推進」という項があるんです。これはまた御覧になっていただければいいんですけども、そこにはですね、産学官民連携の月一ウォーキングの開催、ウォーキングは健康、医療、教育、安全、環境、経済などさまざまな分野での活性化が期待できるので、ウォーキングによるまちづくりを推進するというふうにうたっとるわけですね。これは長期総合計画ですから10年間ですね、あと8年ぐらいなんですけど、いうことなんで、ただ1回ですね、ウォーキング大会をもってウォーキングの宣言の町とするということではですね、やや物足りないな。インターネットをですね、ウォーキング宣言の町いうたら坂町しか出てこんのですよね。そういった日本で唯一のそういうウォーキングの町を推進しているからには、やっぱり数百年のウォーキングの大会をやるだけでですね、ウォーキングの宣言をしたということにはならないと思うんですけど。そういう面でいろんな方面で取り上げていただきたい、考えていただきたい、取り組んでいただきたいというようなことをですね、要望するわけでございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、質問で教育次長のほうから答弁がございましたけど、少なくとも400、500人ということですけども、昨年のベイマラソンのときも1000名ということでございますので、あくまでも私の目標は1000名以上でございますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、第4次長期総合計画の中にも盛り込まれておるということでございますけど、もちろんそのウォーキングの宣言の町として、今、産学官でやっていたいておりますウォーキング大会もですね、月一ウォーキングもですね、やはりこの宣言の町の中に入るんじゃないかというふうに思っております。目的の中にですね。

そういう中で少しでも多くの町民の方、あるいは町内の企業の方あらゆる層の方の御協力をいただいて、歩くことによって私も毎朝大体町内におったときは歩きよるんですけども、歩くことによって、お互いにあいさつをしたり、話をしたり、あるいはグループでウォーキングされる方もおられます。そういうのをどんどんどんどん広めていくことによって、町民の融和と連帯が深まればというような目的もございませう。

すべてを包含しての悠々健康ウォーキング宣言の町というふうに考えていただければ、よいと思ひますし、これからもそういうことで、先ほども答弁させていただきま

したが、あらゆる団体とか企業とか、あるいはもちろん町民も含めまして、そういう町民全体の少しでも多くの方々の御協力をいただきながら総合力でこのウォーキング宣言の町のウォーキング大会もですね、長く維持できるようにこれから努めていきたいと思っておりますので、その点につきましても議員の皆様方の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） ウォーキングの町の推進ということなんですが、例えばウォーキングの日というのを設けてですね、別にウォーキングの大会というのではなくて、ウォーキングの日というのを設けて、そこでその日は各住民協さんとか、女性会員さんとかですね、各企業の中で歩いていただくというのも一つの方法じゃないかと思うんですね。そういうウォーキングの日を作っていただければということと、それから、きょうも東広島からですね、30人ほど歩きに來られておるんですが、実は案内する予定だったんですが、議会で案内できんのですが、町内にですね、案内看板がないんですよ。

こちらの頭部とか天神堂へ行く分の案内はですね、新しく整備されたんであるんですが、こっちの平成ヶ浜から森山にかかっているコースですね、南口のほうには坂町が作った看板がありまして、南口には商工会等が作ったウォーキングコースの看板と、それからウォーキングのマップのポスト役場に設置していただいとるんですが、その坂駅から例えば横浜公園に行くとか、森山なぎさ公園に行くとかいうてもですね、看板がないんですよ。だから非常に不親切なところがあるんで、これは町外から來られた方はですね、どこへ行ったらええやらわからんという声をよく聞くんですけども、この看板についてはですね、ぜひ早目の設置をしていただくようお願いしたいんですが、こういう点につきましては、いかがでございましょうか。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。ウォーキングの道につきましては、町内ほとんど整備ができているところでございまして、案内看板については、駅周辺とか遊歩道、そういうところの整備はかなり充実はできておりますけれども、その他について若干整備がされてないところもございまして、議員さんの御指摘がございましたので、現地を検証してですね、必要な箇所については、前向きに検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「平成ヶ浜子育て支援住宅について」の件を質問願います。

○9番（大田直樹議員） 「平成ヶ浜子育て支援住宅について」の件を質問いたします。

近年の少子高齢化が進む中、坂町では広島県と共同で平成ヶ浜地区に町営の子育て支援住宅を整備し、新市街地の開発も相まって、人口の増加率は全国的にも大幅な伸びとなっております。一定の成果がみられますが、しかし、この住宅は定期借家制度を導入しており、一定期間がくると退去しなければならないという制度になっております。退去後も坂町に住み続けていただくことが、本来の目的ではないかと思いますが、入居者の中には、退去後の転居先に不安を抱いておられる方がいらっしゃいます。

平成18年第一期工事から5年たった今、既に該当者はいるのではないかと思います。これから先、該当する入居者がどんどんふえてまいります。退去者が町内に住めるような施策を町として講じていらっしゃるのかどうか。学校に行っている子どもが途中で転校して、坂町を去るようなことでは、子育て支援の本来の意味をなさないのではと思いますので、町当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成ヶ浜子育て支援住宅について」の件について、お答えをいたします。

本町では婚姻等を契機に若い世代の町外への転出が多くみられ年々高齢化が進み、高齢化率も25%を超える状況の中で、平成15年度から広島県が計画をいたしました県営住宅の整備にあわせて、町営の特定公共賃貸住宅を第一期から第三期まで全体で50戸を整備をいたしました。この住宅は町外へ転出している子育て世帯のUターンを促進し、若い世代による地域の活性化を図ることを目的として整備をいたしましたのでございます。また、民間の社会福祉法人が運営する保育園を併設し、子育てにやさしい環境を整えております。

入居の条件は当初は5歳未満の児童を有する世帯や、5年間の期限付とし、入居者を入れかえることにより継続的な園児の確保、子育て世帯の入居機会の均等及び拡大を図ることといたしておりますことから、一定期間を経過すれば退去をしていただくこととしております。

御質問1点目の5年経過した該当者がいるのかにつきましては、第一期の入居者は

当初入居から本年3月まで5年の期限が経過し、20世帯のうち9世帯が対象でしたが、新たに子どもさんが誕生されたことや、小学3年生に達していないことなどから期間満了による退去者はなく、該当者はありませんでした。

御質問2点目の退去される方に対する施策についてでございますが、この住宅を計画する時点で入居期間をどのようにするかについては、いろいろと検討をいたしました。入居時の児童の年齢や入居後の家族構成の変動により、何年くらい入居可能かについてもシミュレーションを行い、おおむね10年程度は入居可能ではないかというふうに想定をいたしました。

その間に坂町の良さを知っていただき、計画的に生活設計を立てていただき、退去後には町内の実家に帰っていただいたり、町内に住宅を購入していただければと考えており、実際に実家に帰られた方もおられます。また、町のホームページにおいて、町内にある売り家物件や賃貸住宅についての情報も提供をいたしております。売り物件が10件、賃貸物件も10件ほどホームページのほうに掲載をいたしております。

さらに現在進めている県道坂小屋浦線の整備や、都市再生整備計画に伴うまちづくりは、受け皿としての新たな住宅地を生む手段となるものと大いに期待をいたしているところでございます。早期完成に向け一層の努力をしておりますので、このことにつきましても御理解と御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 当初の計画、借家制度5年というふうな、私も造るときのあれから経緯はわかっております。わかっておりますが、私が直接聞いたのではなくて、支援者の方からこうこう、こういうふうないうふうな不安を抱いておるといふふうなことを聞きまして、全くよのういふふうな気持ちでこの質問をさせていただいたんですけど、町としてですね、そのようなやはり不安を抱いておられる方、そういうふうなのを町としては把握しておるんかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 個人的にどなたかAさん、Bさんというのは把握はしていませんが、先般の日本テレビのJステーションですかなんかでこの子育て支援住宅が放映されたおりにもですね、入居されておられる若い方が退去するときに町内に住みたい、そういうちょっと不安はあるんだというようなことはテレビを通じて知りましたので、そういう面では承知はしておるつもりでございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 町内で大体Uターンということは町長の答弁の中でも伺えるんですけど、よその人、これに入るためには坂町へよそから来て、一定期間おって、そしてみたいなのが条件としてあったと思うんですけど、今もう出てから実際実家に帰られる方もおられますいうふうに町長の答弁があったんですけど、今50世帯のうち該当は20でした。そのうちのそれまでに該当しないまでも、もう造ったんだというのを把握しておられると思うんですけど、何件ございましたか、そういった方が。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。退去した方で転出される方がおられますけど、今のところ15世帯ほど退去されておられます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 町長の答弁の中で家を5年から子どもが生まれたりして10年を想定しておると。その10年の間にそういった計画を立てていうふうなあれですけど、この御時世ちょっとこう計画も立たないなというふうなことも、最初はまあいいからそういうふうなあれですけど、段々段々こう日本の経済が冷え込んできて、そういう計画も立てられないないう中でのそういう不安だろうと思うんですよね。民間にどうこうしてくれ、本当は民間の活力の導入というのは私は常々言っておるから、町に対してどうせいこうせいいうのもちょっとおこがましいようなんですけど、やはりでも町がそういうふうなのを作っておるんだから、だから本当なら坂町へ続けて住んでもらいたいというのが、町長の本来の気持ちであり、我々もそれを支援してきた気持ちもあるわけですよ。それで今、町営住宅、牛の首、そこらの空きとかそういった状況はどうなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） 牛の首のベイシティ坂でございますけれども、現在のところは今1戸空きがございます、現在募集中で、きょうまでが募集中になっております。

それと先ほど平成ヶ浜の住宅から転出された方が15世帯おりますということをお伝えいたしましたけれども、その中にやむを得ず転勤された方が5世帯ございます。それであと今経済こういう中でございますけれども、新たに家を購入された方が8名ございます。そのうち残念ながら4名町外へ求められておりますけれども、町内にも4

名ほど新たに購入されたりされております。それと先ほど町長が申しましたように実家には町内には1人、これも残念ながら町外へ1名ほど実家へ帰られておりますけれども、転出を除いて半数の方はですね、町内に住んでいただいておりますということで、非常にありがたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今、三宅課長のあれで、こういった御時世でもありながら8件のそういった造られたという方がいらして、坂で生まれ育って、そして住めば都じゃないですけど、やっぱり生まれたところはやはり結構私らがいろんなところへ行ったり人に聞いたりしても、やっぱりこんなところは住みたくないな思うとつても、あんだどこがええかいないうたらやっぱりそこがいい。やっぱりこちらで生まれ育った方が、坂の祭りを見たり、坂のあれを見たりしたらやっぱり坂らで住みたいというふうに思ってくると思うんですね。

ですから、なるべくなら今、鯛尾にも戸建ての町営住宅があります。そして今、牛の首があります。本当はあそこの浜宮地区の勿条との境のところまだ古くてあったんですけど、あそこらがなくなった。そういったところへ町の施策として、そういった戸建てを今から先3軒でも4軒でも造ってみようかな、造ろうかなというふうなお考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 公営住宅もですね、いろいろありまして、例えばこのコスト支援のための国交賃の住宅は収入にある程度制限がないということですね、建設をしたわけでございまして、通常の例えばベイシティ坂、先ほど言われた町営住宅につきましては、やはり収入制限があります。収入制限があるがゆえに、入りたくてもいわゆる高収入の方ですね、そういう方が坂へ住みたくても住まれんからというような意見があったんで、県がこの公営住宅建設するおりに、私どものほうからそういうものを入れてくれんとちょっと坂はできませんよというようなことで、造ったわけなんですけど、そういうやはり収入制限があるようなこともありますし、また一般の公営住宅の場合には、若い人だけではなしに、町民すべてがですね、対象になるわけでありまして、そういう観点からするとですね、今現在恐らく公営住宅は坂町も300戸を超えておると思うんです。公営促進住宅を入れたらですね。要するに全体の坂町の戸数からいうと限度を超えた状況になっておりますので、これ以上ですね、公営住宅を、

目的のある公営住宅ならいいんですけども一般の公営住宅というのは、非常に難しい状況になるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、今おっしゃったように坂東2丁目にも町営住宅の跡地がございます。それから鯛尾にも中町営住宅の跡地がございます。こういう土地を求めてこられてここへ家を建てたいんだというようなニーズがあればですね、また議会の皆さんとも相談をさせていただきながら処遇を考えていければというふうには思っております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番中川ゆかり議員から「急傾斜地対策」の件を質問願います。

○1番（中川ゆかり議員） 「急傾斜地対策」の件について質問します。

安心で人にやさしいまちづくりに向けて、町長は「第4次長期総合計画」を推進され、その中に急傾斜地対策、生活道路の整備があります。

町内の急傾斜地については、既に整備をされ、安心安全度は向上しているところもありますが、今後さらなる安心安全度の向上を目指した防災対策を含めた課題や具体的な取り組みをお聞きしたい。

4月の終わりに町長は、消防団員と町の関係職員と一緒に町内の急傾斜地の確認をされていると聞いております。その際に、草木が生えるなど整備後のケアがされていないところも多く見受けられたため、過去に整備された急傾斜地の確認をしていただきたく、町の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「急傾斜地対策」の件について、お答えをいたします。

町内には坂町地域防災計画に掲載されております急傾斜地が69カ所ございます。このうち自然な斜面で、かつ地権者の同意が得られ緊急度の高い箇所から広島県や町が防災対策工事を実施をいたしております。広島県は比較的規模が大きく国庫補助事業の採択条件を満足する急傾斜地を町はこれ以外の箇所で、県費補助の採択基準を満足する急傾斜地について防災対策工事を実施をいたしており、現時点では整備済み箇所が51カ所で、整備率は約74%となっております。

御質問1点目の課題や具体的な取り組みにつきましては、坂町地域防災計画に掲載されております急傾斜地について、現在整備中が1カ所、整備計画が1カ所ござい

ます。その他の箇所につきましても引き続き計画的に整備をするため国や県とも協議を行っており今後も地域住民の安全安心の確保を図ってまいります。

しかしながら、未整備箇所の中には用地の協力が得られない箇所や、現時点では制度上公共団体が整備することができない人工斜面などが含まれているのが現状でございます。

御質問2点目の整備後のケアにつきましては、広島県の施設は、整備後再び緑を復元する目的のため構造上草木の生えやすい施設が多くございます。町は広島県から県施設の簡易的な維持管理を行う権限の委譲を受けており、町は限られた委譲事務交付金の範囲内で施設の修繕や草木の伐採など、箇所を選択し毎年実施をいたしております。多額の費用を要する施設の修繕は、県が直接実施をいたしております。町の施設におきましても同様に配水施設の修繕や、法面の補強など状況に応じ実施をいたしております。また、今年度は広島県緊急雇用対策基金を活用して町内急傾斜地崩壊対策施設の草木の伐採などを実施いたします。

今後も地域住民の安全安心の向上に努めるとともに施設の維持管理についても状況に応じて引き続き良好な管理をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 先ほどの返答ですごく対応はよくわかったんですが、ちょっと質問します。町の急傾斜地の委託料は1,577万4千円となっております。そのうち県の県営急傾斜地の維持管理費ですよ、それは150万円です。あと町が1,427万4千円になってるんですが、県の予算が150万円というのは、あまりにも少ないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。今のは委託料の関係だと思いますけれども、県の予算が150万円ということでございますけど、その150万円につきましては、県から権限委譲事務をしてその急傾斜地の簡易的な施設の管理ということで150万円を毎年県からの交付金していただいております。

また、県の事業については、負担金のほうで計上させていただいております。これは県が実施主体となりますもので、事業費の10分の1、今年度5,000万円予算計上、県の事業で5,000万円予定しておりますので、町の負担金として500万

円を今計上しておるようなことをごさいますして、委託については、現在のそういう施設の管理ということで、新たに造るのに負担金として計上しておるような状況でございます。

それともう1点、一千四百何十万円というのがございましたけども、これ先ほど町長が答弁で申し上げましたように、広島県の緊急雇用対策というような事業で、今、失職されている方を雇って、その雇った方で法面の草刈りを坂町全体を実施していくというようなことで計上いたしております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） ちょっと質問します。今年度ですね、計画されてる急傾斜地の工事ありますよね。それは何件かあるのを先ほど御回答でいただいたんですが、それは場所ですよ、場所をちょっとお聞きしたなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。まず町のほうで実施する工事でございますけれども、これは上条のほうを実施する予定としております。この事業は平成20年度から実施しておりまして、ことしで4年ということで、今年度完成する予定ですが正確な場所はしては上条の説教所がございますけれどもその下の法面を実施する予定としております。

また、今、町長が答弁申しましたけれども整備計画中が一つございます。これも今年度実施する予定としておりますけれども、これについては県のほうで実施する予定でございますけれども勿条地区の山王神社というところがございますけれども、その法面を整備することとしております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 今年度整備される地域のことがちょっとわかりました。ケアのことなんですが、横浜西1丁目にですね、県が整備をした場所で、もう整備してからもう20年以上たつたんですが、1度もケアがされてないという場所もあります。もう少しちょっと町内ではほかにもあるんじゃないかなと思いますが、そういうことについては、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。県から移譲しとる交付金でいろいろ

ろ簡易的な草刈りとかそういうのを実施してまいるわけでございますけども、なにせ年間150万円ということで、県から移譲受けてる箇所が30近くございますもんで、そこらを順次やらせていただいとるわけでございますけれども、それが年間3から6カ所程度しかできないということで、それを順番にやっていってるわけでございますけれども、横浜西の方も場所がちょっと確認できないんですけど、要望があったらちょっとさせていただいたりしとるんですけど、それと今年度広島県の緊急雇用対策ということで、町内の全般的なところにも手を入れて、そういう対策をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 先ほど申しました横浜西1丁目については、またこちらのほうから連絡をしていただいたり住民協の会長さんのほうから連絡をしていただくようにしますので、早急な対策をよろしく願いいたします。

最後に、町長にお聞きします。東日本大震災を受けて、坂町はその教訓を今後どのように生かすかということについて、お考えをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 以前にNHKのテレビのほうでもいろいろ取材をされたんですけども、大変な被災状況であります。そういう中で私が1番感じておりますのは、特に坂町は海からの越波、あるいは土砂災害、これも過去に大きな土石災害が3回ほどございます。明治、大正、昭和と。そういう観点、もちろん津波も瀬戸内海は非常に海が浅いので、そんなに大きな津波は起こってこないかもわかりませんが、これもですね、今、国・県のほうで瀬戸内海についても専門家が調査をしていただいておりますので、その結果が出てからということになろうかと思っておりますけども、いずれにしましても本年はですね、消防団、あるいは各住民協の皆様にもお願いをさせていただいて、いわゆる避難訓練ですね、これを今年度から実施をするということで、今取り組んでおります。

きょねんの12月にも土砂災害から地域の住民の生命と財産を守る会議というのがありましたけども、その中でも昨年の広島でも塩原で土砂災害があったわけでございますけども、特に昨年も鹿児島県のほうでも大きな災害があったわけでありまして、その教訓ということで、鹿児島大学の山下先生ですか、教授がこのことについて講演をしてくださったんですけども、やはりそれぞれの町、地域の防災計画に基づいて、

やはり避難訓練、逃げるというのが1番生命を守るのに重要なことであるんで、とにかくいつなんどき、何が起きてもいいように、いわゆる逃げる練習、避難訓練はしておいたほうが絶対に必要なんだということも参考にしましてですね、先ほど申しましたように、ことしは避難訓練をして、とにかく逃げることを皆で、逃げるというのは表現が悪いんですけど避難することをですね、皆でその身に対して、いざというときのためにですね、備えておこうという思いを今持っておるところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前 11時56分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野純敏議員から「町の防災計画について問う」の件を質問願います。

○11番（瀧野純敏議員） 「町の防災計画について問う」の件で質問をいたします。

町は地震防災マップを作成し、また避難訓練を実施しようとしているが、町内における危険箇所の検証は行っているのか。特に平成ヶ浜にある柱上変圧器リサイクルセンターの災害時の危機管理を町として確認しているのか。

また、町の防災計画は地震対策だけではないはずだ。台風や大雨による風水害も最大の課題である。総頭川や天地川の河川の状況及び橋の状態は著しく老化しているため、町民の安全を守るためにも現状を把握し対応を講じるべきであると考えている。町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町の防災計画について問う」の件について、お答えをいたします。

本町では安全安心なまちづくりの推進のため、ハード面では県道坂町小屋浦線の道路整備、海岸や堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策に取り組んでおり、ソフト面では平成12年度には土砂災害のハザードマップを、平成22年度には地震防災マップを作成し、いずれも町内全世帯に配布をいたしました。また、定期的に総合防災訓練を実施しているほか、今年度は避難訓練を実施する予定といたしているところで

ございます。

御質問1点目の町内における危険箇所の検証は行っているのかについてでございますが、毎年梅雨入り前に町と坂町消防団及び広島市消防局安芸消防署等合同で危険箇所の状況を把握するため、町内の危険箇所点検を実施をしております。今年度は5月2日に実施をしたところでございます。また、そのおりに危険箇所点検にあわせて、避難度についても確認をし、災害時の対応に備えております。

御質問2点目の柱上変圧器リサイクルセンターの災害時の危機管理を町として確認しているのかについてでございますが、平成19年9月定例会で中電柱上変圧リサイクルセンターの防災の件、また昨年9月定例議会で中電柱上変圧器リサイクルセンターの今後を問うの件についても御質問されお答えをしておりますが、地震、台風、落雷等非常時における停電設備事故等において、PCBを漏えいさせない、火災を発生させないということを主目的として対策を講じております。

地震に対しましては、本施設を大地震に対して崩壊しない構造としており、機器類につきましても耐震設計を行っております。また、震度5弱に相当する揺れを検知すると、真空加熱炉の過熱ヒーター、真空ポンプ等が自動的に停止をしまして、廃棄系統も遮断され密閉状態で停止する構造となっております。

停電が発生をしますと処理施設は自動停止をいたしますが、保安上必要な監視テレビ、換気ファン、所内放送設備の機器につきましても、非常用発電機により電源を確保することで安全停止を図っております。また、当該施設を半年ごとに約2週間停止をし、補修点検作業を実施しており、点検結果につきましては町営の報告とあわせ、横浜2部地区住民福祉協議会と中国電力株式会社とで構成される安全性確認委員会で報告を受けており、安全に稼働していることを把握をいたしております。

本施設は平成17年9月1日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建築基準法に基づき、広島県より施設設置が許可となり、平成18年12月から試運転を実施し平成19年6月からの本格稼働後4年が経過をしているところで、県の監督責任により稼働をいたしており、県による現地の立ち入り検査では、書類検査や作業工程等の検査でも適正に作業等が実施されていることが確認をされております。

御質問3点目の総頭川、天地川の件につきましては、当該河川の管理者は広島県でございますが、町は広島県から総頭川の2級河川区間について、施設の簡易的な維持管理を行う権限の委譲を受けており、石積み護岸の目地詰めなどを毎年実施をいたし

ており、天地川につきましては、広島県が石済み護岸の目地詰めなどを直接実施いたしております。

また、移譲事務範囲を超えるなど河川施設の不備な箇所につきましてもその都度管理者である広島県に対応を依頼をし工事を実施していただいております。今後も引き続き良好な河川管理をお願いしたいと考えております。

御質問4点目の総頭川、天地川にかかる橋の件につきましては、道路パトロールなどにより通行上の安全を確認をいたしております。これまでも不備な箇所があれば随時鉄板の張りかえ、塗装や補強などの修繕を行い通行上の安全を確保いたしており、現時点では支障がないものと考えております。

しかしながら、今後橋の老朽化が進み橋の架けかえが集中すれば、一時的に多額の費用を要するため、すべての橋を同時期に架けかえることが難しいことが想定されます。このようなことから今年度橋の目視点検を行い、橋の長寿命化計画を策定いたすことといたしております。この計画は、個別に橋の状況を把握し、それぞれの橋に適した修繕計画を策定をし、計画的かつ予防的な補修補強を行うことにより、少ない経費で橋の長寿命化を図り、通行上の安全を確保していきたいと考えております。

今後とも町民の安全・安心対策の充実のため引き続き努力をしてまいり所存でございます。御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 町長の言われるのはようわかります。ただ言いましょう、あのですね、第1問目、これはですね、どこをいうか言うたら、何を言うか、今の中央センター、それから小屋浦にはね、消防署がある。この間6月の3日ですか、防災訓練をしました。小屋浦あれ亀石やね、小屋浦にもあります。それからこっち行ったら安芸のリサイクルセンター、これらもね、私が言うのはね、この防災訓練、この中にある東北のような事故があっちゃいけんからするんでしょう。普通どおりならせんでもええんです。僕が言いたいのはその辺に関するためにいかにするか、そうですね。だからそれを何をいうか言うたら、年寄りがね、今ね坂町にですね、これみても坂地区でも1,098人、横浜地区で939人、それから小屋浦地区が488人。これは何か言うと70歳以上ですよ、この人らがおるのにね、訓練、訓練の中に根本的にそういうところがもしか何かがあったときに、どういうことをやりゃいいかと思うかを聞きたいわけですよ。その辺はどうするのかもう1遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。お答えがちょっと的外れになって申しわけないんですが、危機管理、一番は災害時には自分の命を守るのが1番であると考えております。そのためにハード面では三位一体の防災対策等をしてしておりますが、ハード面だけで万全かと申しますと、そうじゃない場合も当然起きるわけでございます。そのようなときに、どういうふうなことをしておけばいいかということで、例えば今年度から全町民を対象といたしまして、避難訓練等をして、そういうふうなときのために備えるというふうなことを町で実施をさせていただくように計画をいたしているところでございます。

やはり基本は、ハード面ですべてものを解決するいうんじゃないくて、やはり自分の命は自分で守るという基本的な考え方の中で、もしものことが起こったらハード面で対応できないときには、逃げるしかないわけでございまして、そのために、ことしそういうふうな訓練を実施をするわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） その辺は、それでいいでしょう。今のリサイクルセンターの件もそうでしょう。リサイクルセンターがね、今言うように逃げりゃいいええです。だけどこれはね、人類が考えてひょんなことで出てきたこのトリウムとこれなんでしょう、このね、自主的にはね、ややこしいんじゃがポリ塩化ビフェニルいうのかね、これは塵土が二つのうちですよ、国が10年間でせにゃいけんアメリカでああやって一つの町がないようになったぐらいのもんですよ。そのときにいかに逃げるとか、まずその点。

それと何か言うたらさっきも私はけさ渡したようにね、このトランスがね、2000年の18号台風のときに、亀石のときに11戸ほど流れた。故障した、中電は。そしたらそれが今どこにあるのか。写真に撮っておりますよ。今ね町長わかりますか。それはね、坂中学校の横にあるんですよ。線が2,000もあるんですよ、この問題をあそこへね、私が言うのは地震じゃないんです。台風が1個きてね、例年のように台風がきて、今のように高潮のときに台風がきてば一と流れた。あれあんな2,000か3,000見てみんさい写真見たらわかるようにね、これ私持ってます。それだけ流れたときにどうするか。逃げりゃいい、逃げるのにあの辺の人、どこへ逃げりゃええかを聞きよるんです。その問題一つにしてもね、だから何をするか。今から坂町

はね、どうなるん、坂町はゼロなんですあの辺が、そうしたらこれだけの団地がありながら平成ヶ浜をどうするか、まずそれまで私言うわけです。それにしても危機管理、その危機管理じゃないんですよ。要するに地震がきよる9.0いうけど、今この辺は5.5、6いうけど、もしかいうことを考えないといけない。それと年度が10年には終わると言われておりますよ。10年と終わらないわけですね、そこへ向けてトランスを2,000も3,000も裸でよ投げてよ。それはなんでか言うたら、アメリカがやったときになんだったかいうんですね、あの町がトランスをなげておいたらそれで中に何百基に1個ずつ漏れがあって、それが流れてその水を飲んだら害が出たんでしょう。それで世界中が例のポリエステルビニールというのはやめんかいうと、そうしたところが今度はね、だれが考えたか。福岡の九州大学の北村いう先生がね、検証してみたらこれを低温で温めてみた。温めたら何が出たかとポリ塩化ジベンゾフランいうものが出てきた。今でいうPCDF何でかこれがね、3代続くそうでしょう、今出てきておるのは、腹の中の子どもにまで出てるんですよ。だからそれにならんように、10年でやめてもらえいうたら町長は10年で絶対やめます言うてくれた。でも今度はそれからあとこれきよねんですよ、きよねんからこれ3,000からきてこの間から言おう、言おう思うたやけどまあすぐ除けるじゃろう思うてこの間も聞きに行ったら、いやまだ当分きますよと。中国地方だけじゃないですよ。四国じゃ九州じゃきよるんですよ。それを坂町でこれをだれに言ってもね、今度平成ヶ浜のこのきれいな土地にね、町長いつでも孫、親から子、孫の代のその孫にね、そういう害が出てたらいけんから言うんでしょけ。その辺をどういうふうに考えておるんか、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いわゆる10年で終了するというので、我々聞いておりますし、そういうことで協定かいね覚書を結んでおるわけですね。だから今言われたこと初耳なんです。どこで、どういうふうに議員さんがそういう情報を収集されたかというのはわかりませんが、これは初耳です。びっくりしましたです、今。

それと全体的にはですね、例えば避難訓練のことにつきましてもまだ今からいろいろ詰めていかないけんのですけども、住民もそれからこういう企業団、企業もですね、できることなら入って、皆でここで昼夜を問わず生活しとる人が、やはりそういう災害が起きたときには、なんらかの形で皆が協力をして、皆が協力をしてやはり避難を

するという体制を作っていかなければならんというふうに思っております。

そういう観点からまず避難訓練をして、そしてまた、いわゆる先ほど申しましたように東日本大震災のように大きな津波がきたときには、どういうふうな場所を避難場所にするか、こういうことも今現在避難場所にしております、指定をしておりますけれども、ここらをですね、もう1度見直すいい機会にしたいと思っております。先ほど教訓という言葉が、質問がありまして、そのときには答えておりませんが、いい機会にしていきたいと。そういうような思いを持って全体的なことをもう1回見直していこうという思いでおるところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、10年たっても終わらない。あるいは九州とかよそから来るという話は私は初めて聞いたんで、もう1回調べてみますし、またそういう意見があったということもですね、県のほうへ、しかるべきところへは連絡しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） 近所の話、近くの人からの問題があったから提言したんで、僕も全部調べたけどそれはわかんかったら九州に聞けばいい。

まず、3番目、今度は橋の問題ですね、川、川の問題もね、これはね、なんで言うかいうたらですね、川の問題もそのとおり、それから今の防災問題、どこに行っていんですかね。私言いたいのは、坂町にもいっぱい危険な場所があるんですよ。川、河川敷もそのとおり、それは天地川も上のほうに行くともうどうすりゃいいのか支流になって明神川なんかもうすごいやねこいんよね、その辺の大雨が降ったときのね、今度は逃げる場所、今言うように逃げる場所ね、全体的に逃げ場所やなしに、個別個別、横の一部ならどこ、どこなどこいうのをね、明確に今度の避難訓練のときも出してもらえないんじゃないのかと思うけど、出してくれるかをまずお聞きしたい。

それから、もう一つは、確かにね、危険箇所の中にはね、何があるかというたら町民の聞くと町の私有地、いろんな住民の私有地であって、うちは手が出んねんいうことがある。けどこれが崩れて人が死ぬのはやっぱり我々の責任なんだから、そのときには要望ができるんか。ここはもうこの間崩れたあとにほったらかしておるじゃから、なんとかならんかと、その地主の方に。そういうことが今からやっていけるのか、その1点もう一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） 私のほうから1点目につきまして、お答えさせていただきます。

避難場所でございますが、現在におきましても大雨でありますとか、地震でありますとか、それぞれに対応した避難場所は指定しているところでございます。このたびの避難訓練におきまして、さらにですね、よく詰めて、例えばその避難場所に行くのにどういうふうな道を通ったらよいかとか、それは地元の方々とよく協議をしながら決めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今のちょっと私も質問うまく聞いてなかったんですけども、いわゆる個人の所有地が崩壊したときには、どうするかということでございます。あくまでも大前提は、やはりルールがあるわけでありまして、ルールにのっとった中で対応をしていかないと、坂町の財政ではとてもじゃないけどそんなもの全部やるということになりますと大変な財源が必要になってくるわけです。そうしますと今、議員がおっしゃること、提案を皆さんで合意を得るためには、やはりなんらかの別の財源、例えば都市計画税とか、そういうものもですね、皆さんに負担をしていただきながらそういうことがしっかり町民の中でコンセンサスがとれたならば、ひょっとしたら今、議員が提案されたこともですね、可能になるかもわかりません。そういうことを一つどうなるかということも議会の皆さんにも一つ考えていただければというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） ちょっと違うんですよ、今の分に関してね。何か言うたら要するにがけ崩れもここまでがちょうどで、ここの上じゃだめなときでもね、その地主に要望はやってもらえんじやろうかという質問じゃったわけです。簡単に言えばね。それとそれよりまず、それはまたあとから聞くにして、例の今度は橋の問題、これね、橋は悪いことはないんですよ。だけど写真を撮ってみりゃあっちこっちさびてきよる。私は全部かえとは言わん。6月3日ですか、広島県の1年間に三つずつ橋を新しい、新しくはできんけど補強していきますという新聞に出ましたよね。湯崎知事が言いよる。今度は坂でもそうなんですよ。ただね、坂町にも荒神橋のところなんかね、町長のいつも奥さんがゴミを出しよる場所、あれなんか下がね、ごみの置き場を造った台

があるばかりでね、下が1,400しかないんですよ水が、そしたら中西橋が1,600です。そしたら農協橋が1,700、そしたらね、この間水を見ていたらこのたびじゃない、前のたびにね、私が質問した時にあれまで木が引っかかるんです、草が。どうしてかというとな、1,500しかないんです。1,400水量が上がったときは引っかかりますわね。それでずっと行って上条橋から上に行くと、今度は1,200あるんですよ。そうなりゃね、やっぱりその辺はね、町が造ったごみ置き場でもあるけど、もう少し考えて、アールをつけるとか、上にもうちょっと上げるとかいうね、工夫がほしかったと思うんですよ。ごみ焼きの下が。そしたらね、せつかくの川をね、浅うしてしもうて、上から低うしてしもうたら水がどこを通るんですか。どうしても引っかかるんわけ、ごみが出たら。そういうところも検証してもらわんと。

もう一つは天地川、小屋浦1番の上の橋なんかはね、ど真ん中に8m実績にはね、橋自体は十何メートルあるんだけど、川へおりてみると6.3しかないんですよ。6.3のど真ん中に大きな鉄柱を支柱をそれはまあ何年前昔やっただけなんですけどね、これも今度橋の安全のために、川の河川のためにもこれらは今からは考え直さないけんというんじゃないかと思うんですが、それだけが私のお願いでございます。一遍その辺を聞かせてみてください。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） ちょっと橋の件についてお答えしますけど、先ほど言われているのが、本谷橋だと思いますけれども、それは40年ぐらい前に造られたものだと思います。この真ん中に支柱がなされて、それを支えておるような状況でございますけれども、今までそこらの支柱に引っかかってですね、議員さん御心配なのは、おかげさまで今ないんですけれども、そういう中で、上流のほうの木を刈ったりですね、大きな木が河川内にあれば刈ったりですね、またその上に堰堤がございまして、そこらで流木を押さえられたりして、今のところはそういう被害はないんですけれども、耐用年数とかそういうものがきましたらですね、わりとスパンが今、御指摘のように短いということで、間にないような橋の新たな今度更新するときにはですね、そういうところも配慮してですね、やっていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） とにかくね、何がほしいか言うたらね、今度の防災計画ね、パフォーマンスじゃなくて、隅々までね、高齢者から子どもまで、隅々に行き渡るよ

うなね、防災計画の中で、防災訓練ひとつにしてもそれを町長にお願いしたいわけですが、ただそれだけのことなんです。だけどその辺のとにかくパフォーマンスじゃなくて、本気でね、確かに40年前とかいうけどそれじゃなくて、3カ月前に大変なことがあったんだからもしかのつもりで津々浦々の僕がいうのは上条・小屋浦・横の鯛尾のとこまでを考えた防災計画をたててくださいとお願いしたいんですよ。その辺を一つ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議員がおっしゃられるとおり、全くそういうふうなことで防災計画も立てておりますので、一つよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番折出直幸議員から「職員教育について」の件を質問願ひます。

○8番（折出直幸議員） 「職員教育について」の件で質問いたします。

坂町の職員は、まじめでよく仕事をして大きな不祥事もなく、行財政運営も評価でき、私はありがたく感じております。坂町職員が職員としてだけでなく、地域にとってかけがえのない人となってもらうために、職員のさらなる人間形成が大事であると感じ、その一環として「親孝行の推進」を提案したいと思います。

親を敬うことは人間社会の原点であり、親孝行ができる人は精神的余裕があり、自分を客観視できて親のことも考えられます。また、親まで気が回る人は、当然会社でも部課への目配りもできる人であります。「親孝行の日」を設けている会社もあるほどで、社員教育と人間形成に役立っているそうです。

坂町の将来を考えたとき、人間の根幹を大事にすることが大切で、その精神を忘れてはいけないと思います。職員教育の一つの方法として、例えば毎月の1日を親孝行の日として施行してはどうでしょうか。親孝行をすることにより、地域とかがかわることで連携が生まれ、地域に根ざした人間となり、地域のリーダーとしての育成にも役立つように思いますが、町当局はどのようにお考えか、お伺ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「職員教育について」の件について、お答えをいたします。

職員は町民全体の奉仕者であるという公務員意識に加え、地域全体の状況を常に視野に入れながら町民の目線に立ち町民本位の行政を推進できる職員像が求められてお

ります。このため地域に根ざし、地域と連携を図るため、日ごろから地域行事への積極的な参加を促進をいたしております。また、自己啓発や職場研修、職場内研修などを実施し、職員の能力開発を推進するなど、総合的な人材育成に取り組んでいるところでございます。

議員さん御指摘のように、親を敬う心は人としての根幹をなすものですが、親孝行のみならず家族を大切にすることがひいては周囲の人たちの立場に立って考えることのできる思いやりの心を育て、よりよい人間関係を築く基礎になるものと考えております。

親孝行の重要性は深く認識をしているところでございますが、職員の家族の状況や家庭環境は一様ではないため、職員教育の一環としての親孝行の日の施行につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。今後もあらゆる機会を通して、職員の意識啓発と職員研修に努め、町民の皆様から信頼され付託にお応えできる組織となるよう努めてまいり所存でございます。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○8番（折出直幸議員） 今の答弁を聞かせてもろうてですね、本当に取り扱いの部分でからなかなか難しいんじゃないかなとは思いますが、ただまちづくりの基本、やっぱり各家庭があって、その職員がおって、町があつていろいろな絡みがあつてですね、その元を直せば家族のこともあるという答弁の中にありましたけど、家族というのは上から、親から見た家族のような感じの見方であつてから、親孝行というのは今度子どもから見た目線の意味を持つとるんですね。そういうことを考えてから今、過保護というのがですね、私はそこに気になつとる部分があるんですね。だからそういう上からの目線じゃなくってから今度は子どもからの親を敬うという部分をですね、ちょっと考えてもらいたいなど。

それで例えばまちづくりのほうはですね、10年計画の長期計画がありますけど、そう言いながらやっぱり町はずっと続いていくんであつて、そういう根本的なものの考え方の基礎いうのを、その100年計画のような意味合いをもってから、一つなんか作ってもらいたいなというのが基本的な私の趣旨なんですよね。だからそういうのがその職員も議員も変わるし、そういう部分でから一つ基本をなんとかこう職員の中で持つということは、町全体、町民に対してもそうですし、ましてや本当は教育から

いう部分もですね、私も質問の中で考えたわけですが、そういうことを考えた場合はですね、やっぱりここをやるやらんはちょっとこっち置いといて、この考え方はちょっとどんな感じでね、率直な意見、町長はどう思われるか、そこを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 質問の趣旨は職員に「親孝行の日」ということでありますけども、皆さんそれぞれの立場で親孝行というのは、多分やられておると思いますが、ただ私らは親がおらんので親孝行しようてもできんですけれども、そういう方もおられると思います。そういう中で、例えば先週の土曜日に坂町の役場の同僚会で実を言いますと野球観戦に行きました。かなりの方が来られておりました。その中でですね、やはり親御さんと一緒に観戦に連れて来られたりとか、そういう方も多数おられたというふうに思っております。やはりそれはそういうことはやっぱり親子関係において、子どもの立場としてなんかの機会があったときには、親孝行をせな、それがまあ野球観戦の一つとしてあらわれてきたもんというふうに思っておりますが、そういう感じですね、恐らくうちの職員は一生懸命そういう親孝行もしてくれておるものと思います。

そういう中でですね、子どもの目線から見た親に対する親孝行ということでございますけども、このことにつきましては、具体的にいろんな思いの方もおられるので、あれこれとここで申すことはなかなか難しいような部分もあるかと思っておりますけど、ただ、今、中学校におきましても体育、文化を問わず部活動にですね、一生懸命力を入れております。部活動というのは、やはり当然ややもすると上下関係なんかはいらんというような発想を持たれる方もおられますけど、やはりある程度の上下関係というのは必要でございます、そういうことを教える。

それから、一つのことに集中をして取り組む環境を作る。そういう観点からクラブ活動には随分教育委員会と一緒にもちろん議会の皆様に予算のほうも承認をいただきまして、取り組んでおるようなこともあります。そういう中でやはり一つひとつ地道にですね、そういう思いを積み重ねていって、将来的にはそれがやはり町の一つの文化になるようにですね、なればというふうな思いでこれからも教育委員会とも一生懸命連携をしながら、そしてまた議会の皆様にそのおりに、御支援をいただきながらそういうまちづくりにですね、努めていきたいというふうに思っております。特に最近核家族化というのが非常に都心部のほうでは言われておりまして、非常に地方なら

ではですね、やはり文化もしっかりもちろん残していくと同時に、さらにそれを発展させていくような方向に皆さんと一緒に努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○8番（折出直幸議員） じゃ、今度は教育委員会さんのほうにですね、聞かせてもらいたいと思うんですよ。やっぱしこれは本当にですね、道徳関係の部分ではですね、大事なことだと思うんですよ。だから取り入れる形はね、なかなか難しいかもわからんけど、でも趣旨としては大事なことだと思うんで、そこらの認識の部分をちょっと答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。学校教育では御存じのように知・徳・体ということで教育を進めております。徳の部分は道徳教育ということでやっております。この道徳教育は学校教育活動全体を通して行くと。先ほど町長が申しましたけれども、部活動においてもそこら辺も適用できると考えております。

例えば、練習試合などで親が弁当を作ってくれるといったときには、顧問の先生がそこら辺を指導して、親に感謝しなさいよというふうなことも指導できると思います。そういった中で、道徳の時間というのがありまして、そこで家族愛というテーマで、そういったことも取り入れて指導していくということで、指導をしております。もちろん大事なことだと考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○8番（折出直幸議員） あのですね、例えばこれを取り入れた場合に、じゃ、予算があるかというところとほとんどいらんと思うんですよ。もう一つは答弁でから検討課題にさせていただきますというので、前向きの部分でとればいいのか、どっちでとればいいんかちょっとようわかりませんが、でも一応NOという形ではなかったんで、一つですね、長い坂町の100年のまちづくりを考えた場合はですね、1番基本的な大事な部分のような気がするんですよ、私は。だから例えば総務課の返事になってますけど、検討してくれる上での中からですね、感じるのはですね、案ずるよりも生むが易しい言葉もありますしね、やってみたらですね、結構そのホームページ、インターネットなんかで見るとですね、やってから最初はすごく違和感とか照れくささがあるんじゃないけどやったら本当に親もええよええよ言いながらですね、すごくうれしい部

分、それでもう一つは兄弟のですね、連携も図れるようなところがあってですね、すごいですね、お金がかかる。例えばいろんな環境の方もおられるけん、できん部分もあるいうてからその答弁の中でありましたけど、私はその親がおらんからできんのじゃなくて、墓参りも一つはそうだし、そして親がわりの方もおったりですね、いう部分でですね、頭をちょっと柔おうしてもろうて、とりあえずかかってもらえですね、ええ成果が出てくるような気がするんですね、一つ検討課題ということで、前向きに考えてもらえるんでしょうから、いい会議をしてもろうてですね、できりゃしてもらような環境で前に進んでもらいたいと思いますけど、ちょっとそういう面から答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 陰山部長。

○総務部長（陰山譲治君） 先ほどから議員の御質問に対して、町長以下いろいろとお答えをしておりますところでございますけれども、おっしゃるように親に対する敬う心とか、親孝行の理念というものについては、万人がよしとするところではないかと私自身も考えております。直接に町長のお答えとしては、検討するというところでございますが、親孝行という題目等で直接にということでは決してなくて、いろんな接遇とかいろんな研修を職員に対しては行っておりますけれども、そういったいろんな講師の先生をお招きして、職員にいろんな話を聞いていただくというような機会は年に1回ないし2回ぐらいはお招きしてやるということがありますんで、そういった中でどんな講師がいらっしゃるかということで、これだけでということではない、いわゆる親を敬うことも大事でしょうし、隣人を愛することも必要でしょうし、いろんな面でその精神的な部分というのは、なおさらこういったぎすぎすした社会になってきとることから、必要不可欠なことだと思っております。いろんな機会をとらえて、おっしゃられるようなことをさせていただければと考えております。

また、ちなみにこれ参考なんですけど、いろんな目で見ること、耳で聞くこともいろんなことでいろんな教育というようなものがあると思いますが、私を含めて今管理職が18名ほどいますけども、私がふと考えるのに、その中で例えば子どもさんのいらしゃらない世帯等もございまして、いろいろですけど3代とか、親御さんと一緒に同居されてる方がですね、私はもう10年前に両親亡くしましたもんですから、過去の完了形の話なんですけど、18名の中で14名いると。こういったものが無言の他の若い世代の職員に対しても無形の教育になっているような感じも今現在いたしてお

るところでございます。以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「浸水対策」の件を質問願います。

○4番（柚木 喬議員） 「浸水対策」の件で質問します。

ことしも梅雨期を迎え、その後台風期を迎えます。横浜中央3丁目周辺の住民は不安ではないと聞きます。最小限の冠水対策として、ポンプ場管理人の対応、処置あるいは町担当者の指示がポイントになると思います。いわゆるゲリラ豪雨ともなれば一刻を争う状況であると思いますが、ポンプ稼働までの指示工程はどうなっているか。具体的には昨年の広島県内豪雨、7月にありましたけども、これに関して答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「浸水対策」の件について、お答えをいたします。

近年は異常気象がもたらす想定外の集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が全国各地で多数発生をし、西日本も大きな被害を受けております。最近の集中豪雨などさまざまな現象はいつどの地域で起こるか予想が立たない状況でございます。町といたしましては、安全安心なまちづくりの推進のため、県道坂小屋浦線の道路整備、海岸や堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策に取り組んでおるところでございます。

これまでハード面においては、急傾斜地の防災工事、向田ポンプ場の改築、藤之脇ポンプ場の新設、横浜海岸の越波対策の工事着手、西側地区、植田地区、小屋浦地区の堰堤工事、坂、横浜小学校、坂中学校の耐震化に伴う耐震改修工事。

また、ソフト面におきましては、老朽化をいたしておりました防災無線のデジタル化への更新、全国瞬時警報システムの導入、坂町消防団のほとんどの分団には可搬ポンプ積載車及び防災行政無線移動系の導入等々、安全安心度は確実に向上し、かつそれに向けて努力をいたしているところでございます。

御質問のポンプ稼働までの指示工程でございますが、広島地方気象台による高潮警報や大雨洪水警報の発令など、高潮や大雨の恐れがある場合はもとより、降雨状況に応じてあらかじめポンプ場の管理人に電話により気象状況を連絡確認し、早目のポンプ稼働を指示するとともに、担当者が各ポンプ場を巡回し、適切な指示を行い、対応がおくれないよう監視監督を行っております。また、監視監督を行っている中で、滞水地の水位が下がらない等、異常を察知した場合には、直ちに待機している地元消防

団の出動を要請し、小型ポンプによる強制排水を行うようにいたしております。

このように排水体制及び警戒態勢は整えておりますが、予想を超えるゲリラ豪雨に対する対応は、全国的にも非常に厳しい問題であると考えておりますが、危機的な状況が予測される場合は、防災行政無線等により住民の皆様にご避難をお願いすることも考えられますことから、先ほども答弁をいたしましたとおり、本年度より避難訓練を実施することといたしております。御理解のほどよろしくをお願いいたしますところでございますけれども、最後の昨年の7月のことについては、ちょっと述べておりませんので、また再質問で述べさせていただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 方々で想定外というのは、新聞にいっぱい書いてあるんですね。ただ私は坂町でできること、身の丈にあったことをいわゆる伺いたいと思うんですね。今回ですね、7月14日というのは、庄原とか呉に甚大な被害を与えたんですね。坂町も大雨注意報が出たり警報が出たと思うんですね。まずこの分のちょっと確認と、それから、そのときに防災無線で告知したかどうかとかですね。あるいはそれが何時何分ごろかということがちょっと工程表に載ってると思うんです。いわゆる日報とかなんかにですね。それから床上浸水とか、床下浸水とかそういう被害がどうだったのかいうことをですね、ちょっととりあえずこのときの当時のことをちょっと確認したいんです。それとこの1問目の最後にポンプ稼働までの指示というのが抜かりなくできたかどうかをお聞きしたいんです。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民生部長（黒田康也君） お答えいたします。まず、広報につきましては、注意報、警報等については広報ではやっております。主にはテレビでテレップが出ましたりそういうふうなもので確認をいたしていただいております。ただ、台風がくる、広島県坂町とかに必ずくるというふうなことがありましたら事前に町内広報等で皆さんにお知らせしまして、自主避難場所のですね、例えば坂中学校でございますとか、小屋浦でしたら小屋浦小学校でございますとか、そういうふうなところへ主避難をされる人はしてください。また、駐車場等につきましても横浜底地帯がございますので、底地帯に駐車場持っておられる方につきましては、坂中学校の校庭を中校庭を開放しますので、そこに駐車をしてくださいとか、そういうふうなことにつきましては、事前に周知を徹底しているところでございます。私のほうからは以上の点につきましてお

答えさせてもらいました。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 私のほうからは、床上床下浸水の状況とですね、指示に抜かりはなかったかと、この2点につきまして、お答えさせていただきます。

きょねんの7月の大雨に関しましては、道路の冠水はありましたけども横浜ポンプ場の設置してあるポンプはですね、正常に機能いたしまして、一時的に冠水はいたしましたけど、あとは降雨の状況によりまして、速やかに排水したものと考えております。

それと、指示体制につきましてですけども、先ほど町長の答弁にございましたとおりでございますけども、横浜ポンプ場におきましては、滞水地の底盤の冠水を防止するために、口径150mmの水中ポンプ1器を設置しております。また、梅雨とか大雨の浸水対策のためにはですね、口径500mmの水中ポンプ1器、それと口径400mmのディーゼルポンプ1器を設置いたしております。

この水中ポンプは運転水位、要するに池の水がある水位に達しますと自動的に運転するシステムとしております。ディーゼルポンプにおきましては、池の状況を見ながらですね、水位が下がらないという状況があった場合にですね、町職員、あるいは管理者が手動で運転することとしております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっとですね、再質問再質問いうて、浸水対策について私は質問してるんですよ。あくまでも大雨注意報が出たかどうかとかですね、防災無線でどのように指示したとかですね、いわゆる台風の浸水というのは、ちょっと私は別個に考えてるんですよ。大雨について最小限のことをちょっと質問しよるんですが、今の尋ねいう形になってますんで、ちょっと再度その分の確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 浸水時の対策ということについて、お答えいたします。

浸水が想定される主な場合といたしましては、台風、高潮でございます。特に台風のとときには、今まで坂町の場合で申しますと、台風の進路により坂町に影響を及ぼす可能性がある場合は、町内に防災行政無線におきまして、住民の皆様にご注意を呼びかけるとともに、避難所を開設し自主避難を促しております。

あらかじめ浸水が発生すると想定される地域におきましては、消防団による巡視を

行い、水位が上がるなど浸水する可能性が出てきた場合は、可搬ポンプ等により強制排水作業を行うとともに、場合によっては積み土のう工法、土のうを作って置いて防ぐ方法でございますが、などを行うなどして、少しでも浸水を防ぐ対策を講じ町民の方々の家屋、生命を守ってまいる所存でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今の件、台風のことじゃないですよ。ゲリラ豪雨が今でも発生するんですよ。そのことを質問してるんですよ、私。あとあと出てきますけども、いわゆる2点目にいきますね、今回の23年度の坂町の防災会議の資料でも、浸水注意報とか浸水警報いうものもあるんです。書いてあるんです。それは例えば災害対策本部を設置してどうのこうのとかいうてあるんです。雨が50mm降った場合には、そういうふうにしようよと書いてあるんです、これ。台風は次のステップ、別に全然台風のことは質問しないんですよ。ちょっとこの浸水注意報とか、浸水警報いうのをどういうときに出すのかちょっと確認お願いしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 浸水注意報、浸水警報につきましては、気象注意報、気象警報におきましては、気象庁が発表するものでございます。この浸水注意報、浸水警報は、それだけでは発表されるものはありませんで、主たる注意報、警報に含める形で発表されます。浸水注意報、警報の発表基準は、大雨、長雨、融雪、雪が融ける等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こる恐れがあると予想されるときでございます。このため大雨洪水注意報、大雨洪水警報が発令されれば、その警報、注意報に含まれる事項となります。このため浸水注意報、浸水警報が単独で発表されることは今までございません。これらからも単独で発表することはないと気象庁に確認をいたしました。それについてお答えをしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時02分）

（再開 午後2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） 情報ということにつきましては、住民一人ひとりがテレビ、ラジオ等マスメディアによって、情報を収集をさせていただいておりますが、雨量等が最大に拡大する恐れが想定される場合は、防災行政無線等を活用しまして情報提供を行ってまいります。

避難勧告ということにつきましては、坂町地域防災計画に基づきまして、災害対策本部を設置いたしまして、地域住民に危険が切迫し避難する必要があると判断した場合に、発令いたすものでございますが、伝達方法といたしましては、防災行政無線並びに消防団、警察署などの防災関係機関の協力を得まして、組織的かつ安全な指示伝達方法も用い、安全な避難の措置に努めることといたします。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のは2点目の質問です。なにしろこの防災会議の資料を私も見させてもらったけど、書いただけじゃ、これだめですよ。坂町で生かすかどうか問題なんです。そのことで先ほどの質問はしました。

3点目です。この日ですね、広島で7月14日8時半から8時40分までの雨量が、10分雨量ですよ、8mm、いいですか。それから呉で9時半から9時40分までの雨量が17.5mm、10分ですよ。いいですか、計算してみてください。正式には坂町で何mmというのはわからんのですけども8mmと17mmの間じゃないかと思うんですよ。10分雨量ですよ、これ。気象庁のホームページです。

従って、これは3点目の質問であれですけども今から流入量、いわゆる排水路についてちょっと伺います。私が勝手にちょっとですね、そのことをもとに算式しましたけども、結論は10分8mmの雨量が降ったら15分で池が満杯になる、滞水地が。それをポンプで出すのに、2倍の30分かかるという試算をしたんですけども、もう1回言います。10分雨量が8mm降りましたら方々から水がどんときますね。森山のほうからとか、東からの酒屋のほうからずっと集まりますよね。それを約15万平米にしたんですけども、いわゆるずっと降ってるから山の中にしみ込むような水はないと思うんですけども、この当時そういう10分雨量が8mmあったらどうなんかいうたら、滞水地能力が1,800立米なんです。あれが15分で満杯になる。そのときに、いいですか、用意どんじゃなくって、タイムラグがありますね、どんどんどん降ってるから。それで15分で満杯になった。30分かけて今言う3器のポンプで出さざるを得ないんですよ。その間に町民の皆さんどうするんですかね。いわゆる浸水地に

おられる人がですね、ちょっと具体的にですね、こういうようなことをちょっと試算してみたんで、ちょっと御回答をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。議員さん御指摘の件はですね、横浜ポンプ場、あるいは滞水地に対する想定外の雨量が降ったときという想定で、今10分間に8mm降ると15分で滞水地が満杯になり、ポンプで排水するのに30分かかると、そういう想定は私どもも想定をしております。

ただし、先ほど議員さんがおっしゃられました滞水地の容量1,800立米、立方メートルというのはポンプ設備検討用の数値でございまして、実際にはですね、まだ余裕がありますが、ポンプ設備を設計する場合には、安全側を見て1,800立米で設計いたします。降雨量にはですね、強弱ありますが、ずっと8分降る場合もありますし、3分降っていくようになってまた降ったりというのがあります。ただ、ポンプの能力は一定でありますためにですね、滞水地内での水の量の上下はございますけども、滞水機能で賄えることとなっておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今ですね、初動体制ということで入り口、切り口を質問したんですけども、実を言えば結果としてですね、能力不足ということが改めてゲリラ豪雨に対してですね、能力不足というのがはっきりしました。その中で私がちょっと想定しましたけども、坂町雨量は何mmじゃったんかということ。例えば今言った呉の豪雨だったら17mm10分間に降ったわけですね。それで広島のは8mmだったんですね。ここは私は呉に近いと思うんですよ、雲の動きとかなんかでね。ということで、あくまでもその今の想定の出ないわけですね。それでこれはちょっと質問いうよりも2点ほどですね、お願いしておきます。

水かけ論になってもしょうがないし、絶対能力が足らなくて、工程をいろいろされてる方いろいろ大変なんですけども、1点目はですね、これはもう最後に質問じゃなくて、提案をしておきます。今からゲリラ豪雨はさらに多くなるんですよ。突然降ってくる。降雨量についてね、どこを基準に考えるかということができないんですね。従って、坂町でこれ雨量計を設置してですね、一応は実績を取らないと町民に対しての全然判断とかなんかが全部ぶれますよね。まず、坂町として雨量計を設置して

ほしいんです。

それで、それをもとにですね、坂町として浸水地域、あるいは、なんですか、あこはいっぱいになるけん、浸水するよいうふうな注意報を出してもらいたいんです。それは先ほどから避難訓練言いよるけど、全然関係ないですよ。下から水がきて、財産保全とかですね、浸水というのは避難するんじゃないで、先に2階になんか持って上げようとかいうことを思うてますよね、町民の方。避難じゃないですよ。だからそういう対策いうんですか、もう避難訓練をやりゃええんじゃないいう発想では全然違うんですね、今回の質問については。それを浸水注意報のですね、基本にしてもらいたいということなんです。雨が降るかもわからんちゅうことも浸水注意報でいいんです。大雨注意報いうようなことをやっぱり出すのを怖がっているみたいですけども、環境庁がどうのこうので、追随をしているような感じがあるかもしれませんけども坂町として何らかの対応をですね、一応してもらいたい。それが1点目です。

それから、今、排水量についてね、ああじゃこうじゃ言うてもしょうがない。ただゲリラ豪雨を想定したら能力が不足なんです。それにあこの地域は、巨大台風がくるんです。海からの流入の水があるんですよ。そのことを全然考慮に入れてないでしょう、私今回。それを前提にですね、ポンプの増設と、ごめんなさい、これ滞水地の増設なんてあるけど、例えば、高速道路の下にあるんですね。あの公団の土地だと思うんですが、要は車の置いてあるところ滞水地に例えばするとかですね、ちょっと勝手に私が思ったことなんですけど、滞水地の増設とかですね、坂町でできることの対策をですね、やっぱり早急に打っていただきたい。ということで、質問終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

柚木議員さんね、いろいろ質問が出るんですけど、こんがらがってちょっとわからんところが多いんですけど、ポイントを絞って今度言うてもらわんと、雨量計の話とかいろいろ出るもんですから、話がこんがるんですよ。

それで、今の質問について答弁いらないんですか。

○4番（柚木 喬議員） いらないです。

（休憩 午後1時58分）

（再開 午後1時58分）

○議長（川本英輔議員） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 1 時 5 9 分）

（再開 午後 2 時 1 5 分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 4 報告第 2 号「平成 2 2 年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書にいて」の件を議題といたします。

提出者より、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第 2 号「平成 2 2 年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、平成 2 2 年度坂町一般会計補正予算第 3 号、第 4 号及び第 5 号で議決いただきました。県道坂小屋浦線道路整備県営事業につきまして 3 2 万 8 千円、まちづくり交付金事業につきまして 4, 6 2 5 万 7 千円。活力創出基盤整備事業につきまして 2, 6 1 6 万円。海岸保全施設県営事業につきまして 5 0 0 万円。急傾斜地崩壊対策県営事業につきまして 4 4 7 万円。小屋浦小学校改修等事業につきまして 5, 6 6 0 万円。坂中学校耐震補強等事業につきまして 1 億 6, 3 9 0 万円。コミュニティホール坂建てかえ事業につきまして 4 0 0 万円。図書システム整備事業につきまして 6 7 4 万円をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告をいたすものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 日程第 5 報告第 3 号「平成 2 2 年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成 2 3 年度事業計画の報告について」の件を議題といたします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第3号「平成22年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成23年度事業計画の報告について」御説明申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、平成22年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成23年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、三好都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） それでは、平成22年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成23年度事業計画の報告につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。

1ページ目は平成22年度の事業報告書でございます。1の総括事項といたしましては（1）用地取得事業（2）用地売却事業ともありません。

2の経営収支の概要でございますが、収益的収入は13万9,500円で、収益的支出は22万4,934円でございます。従いまして、当期はマイナス8万5,434円の収益となります。この金額の詳細につきましては、損益計算書によりまして、後ほど御説明させていただきます。

3の庶務事項の内容でございますが、ここに掲載しておりますとおり理事会等の開催状況は監査1回、理事会2回でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページは平成22年度損益計算書でございます。1の事業収益は用地売却事業がないためゼロとなっております。

次に2の事業原価も用地取得事業がないためゼロとなっております。

従いまして、事業総利益はゼロでございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては、22万4,934円となっております。内訳といたしましては、報酬で3回の理事会等の開催費用として8万8,400円。手当等は公社職員の時間外勤務手当として1万9,587円。需用費は消耗品等の費用といたしまして8万1,597円。役務費は1万4,350円でございます。公租公

課は法人扱いの公社の県民税といたしまして2万1千円となっております。

従いまして、事業利益は事業収益、事業原価がありませんため販売費及び一般管理費のマイナス22万4,934円となります。

次に、4の事業外収益といたしまして、預金の受取利息13万9,500円となっております。次に5の事業外費用でございますが22年度の借入金はございませんので、支払利息はゼロでございます。

従いまして、先ほどの事業利益マイナス22万4,934円に、この事業外収益13万9,500円を差し引きいたしまして、マイナス8万5,434円が当期の経常利益となるものでございます。この経常利益がそのまま当期純利益となります。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページは平成22年度貸借対照表でございます。これについて説明させていただく前にですね、5ページの財産目録について御説明させていただいたほうが、この表につきまして御理解しやすいと思いますので、先に財産目録について御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

5ページの財産目録について御説明させていただきます。普通預金は2金融機関で合計727万4,467円となっております。広島県信用金庫矢野支店坂出張所の110万3,100円は、森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税として、公社が保有しているお金でございます。定期預金につきましては、資本金500万円を含めて7口で合計6,500万円となっております。次に、公有用地として現在土地開発公社が保有する土地でございますが、刈津土井公園建設用地148.88㎡、宮崎地内用地200.79㎡で、土地の合計資産は2,666万6,412円となっております。

次に、完成土地等でございますが、これは森山北漁業基地の未契約分の土地でございます。内訳は各処理場用地992.65㎡で、1億1,112万1,397円、漁撈倉庫用地99.37㎡で、1,111万2,139円、合計で1億2,223万3,536円となっております。

次に、借入金はゼロでございます。

ここで3ページに戻っていただきまして、平成22年度貸借対照表につきまして、御説明いたします。

まず、資産の部で1の流動資産といたしまして（1）普通預金は727万4,467円。（2）定期預金は6,000万円となっております。（3）公有用地の2,666万6,412円でございますが、これは先ほど財産目録で説明させていただきました当公社保有の土地でございます。次に（4）完成土地等の1億2,223万3,536円は、森山北漁業土地の未契約分の土地で、先ほど財産目録で説明させていただきましたとおりでございます。

従いまして、流動資産の合計は2億1,617万4,415円でございます。

次に、2の固定資産は（1）長期性預金の500万円でございますが、これも先ほど説明させていただきました当公社の資本金となるものでございます。

従いまして、資本金合計は流動資産の2億1,617万4,415円と固定資産の500万円の合計で2億2,117万4,415円となります。

次に負債の部で、1の流動負債といたしまして、（1）未払金の110万3,100円は、先ほど説明させていただきました森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

次に、（2）前受金の1億2,223万3,536円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金でございます。

従いまして、流動負債の合計額は未払金と前受金を合計した1億2,333万6,636円となります。

次に、2の固定負債といたしまして、借入金はありませんのでゼロでございます。

従いまして、負債合計は1億2,333万6,636円となります。

次に資本の部でございます。1の資本金で（1）の基本財産は500万円でございます。これは当公社の資本金となりますもので、先ほど説明させていただきました資産の部の固定資産に相当するものでございます。2の準備金で（1）の前期繰越準備金の9,292万3,213円と（2）の当期純利益のマイナス8万5,434円を加えまして、準備金合計は9,283万7,779円となります。資本合計は資本金500万円と準備金9,283万7,779円を合計いたしまして、9,783万7,779円となります。

従いまして、負債資本合計は負債合計の1億2,333万6,636円と、資本合計の9,783万7,779円の合計で2億2,117万4,415円となり、資産合計と一致いたしております。

次に、4ページをお開きください。

4ページの平成22年度未処分利益計算書を説明いたします。1の当期未処分利益剰余金は(1)の前期繰越準備金9,292万3,213円と(2)の当期純利益マイナス8万5,779円を合計いたしまして、9,283万7,779円となります。この金額は平成23年度で運用を図っていくための準備金とするものであります。

次に、6ページをお開きください。

平成20年度から様式として追加されましたキャッシュ・フロー計算書でございます。これは現金の増減を活動別に示したもので、主な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つでございます。下から3段目にありますマイナス8万5,434円が当期の増加額となり、最終段が期末残高で6,727万4,467円となります。

次に、7ページをお開きください。

平成22年度決算につきまして、平成22年5月10日に河本、山本両幹事に監査を実施していただきました。決算監査意見書の内容は記載のとおりとなっております。

次に、8ページをお開きください。

平成23年度坂町土地開発公社事業計画につきまして、御説明させていただきます。(1)の用地取得事業は坂地区まちづくり推進事業として5,000万円を計上しております。平成22年度から坂町の将来にとって必要不可欠であります県道坂小屋浦線の用地買収が開始されましたが、平成23年度からさらに本格化する予定となっております。当社は公共用地の取得管理及び処分等を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉に寄与することを目的にしております。当公社も広島県及び坂町と連携いたしまして、事業の推進に当たりたいと考えております。事業概要といたしましては、坂町の坂地区まちづくり方針に基づきまして、坂町が計画しております県道沿いのポケットパーク、バス停などの公共施設用地や、県道の移転代替地が必要になり、坂町の依頼によりまして先行取得するものでございます。

平成22年度は用地事業として3,000万円を予算計上しておりましたが、国の予算が当初予測より少なかったために、県道の用地買収が進まず坂町からの先行取得依頼もなかったため、用地取得できませんでした。

本年度は国の予算も確保できる見通しとなっております。県道用地の買収も進むものと予測されていますため、坂西1丁目及び2丁目地内において、取得面積約500㎡、取得金額5,000万円を計上しております。(2)の用地売却事業は、なし

となっております。

以上で、平成22年度坂町土地開発公社の経営状況並びに平成23年度事業計画の報告を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 平成22年度の事業報告用地取得事業なし、用地売却事業なし、これは長いこと過去ですね、ずっとこういう状態できておまして、途中もう公社は仕事がないのなら閉鎖したらどうかというような意見もありました。平成23年度の事業を見まして、やっとなさね、おおこれはやっぱり公社は作っておかないきゃんなどという感を深めたわけなんです、それで23年度の事業計画の中でですね、用地売却事業というのについて、2点ほどちょっとお聞きいたします。

ずっとこの用地売却事業というのは、予定なしということですね、事業報告がされてきておるんですが、この町有地の売却の対象地というのは、私が記憶しとるは、先の全員協議会でも第4次の行革審議会の中のアイテムの中に一つ加わっておりましたが、売却対象用地としては、鯛尾地区の住宅用地という認識でよろしいでしょうか。そのほかあるのであればですね、そこら辺を説明していただきたいということと、予定なしという言葉ですね、これの中身につきまして、先ほど言いましたように、先日の全協で第4次の行革審の審議会の計画について、報告がありました。その中に、鯛尾地区のですね、用地の売却と、今までは社会状況言いますか、景気の不形態で事業者がですね、あられもないということで、ずっと保留になっておりますが、この予定なしというのは、その行革審の考え方、進め方、これと整合性は一致しとるという認識でよろしいでしょうか、この2点についてお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。ここの報告は坂町土地開発公社の報告で、今の23年度の事業の中の用地売却事業、これは坂町開発公社が保有をしている土地についての売却事業がないということになります。先日の第4次の行革審の用地の案件につきましては、町有地の、町が保有をしている財産についての売却の案件でございます。それと坂町の土地開発公社で保有をしている財産は別案件になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、開発の公社の売却財産の案件といたしましては、財産目録の5ページの公有地用地2件ございますけども、以前町のほうから先行取得の依頼があって、公園用地と代替地用地で取得をしておりますけれども、今現在町のほうでそういう公園用地とか、代替地がほしいという要望がないということで、23年度の用地売却事業はなしとなっております。23年度に道路用地とか、移転代替地で開発公社が県道がらみで購入をした場合、今後24年度以降にその先行取得した用地の売却事業いうものは生じてくると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 数字がちょっと違うというか、あってるんでしょうけど、3ページの定期預金が6,000万円になっておりますね。それで5ページのほうの定期預金が6,500万円になってるから長期性預金が500万円いうのが入るんですかね。そこらをちょっと、はい。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 長期性預金の500万円を含んだもので計上しております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 3ページの中で、今の完成土地等で資産のほうでありますよね、1億2,200万円ということで、漁業基地の件で未契約の部分ということがあったんですが、同時に負債にですね、前受金として1億2,200万円というのがあるんですが、これはまだ売却いうか、それはできてないことなんですかね。漁業基地の前受金を受け取りながらそれが処理できてないということなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。そのとおりでございます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 前受金いうのは、本来的に言うたらですね、短期間で受けて処理するもんじゃないかと思うんですよね。もう漁業基地ができてですね、何年なっとるんか思うんですけども、なぜそういう契約ができないのかということをごすね、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。この北漁業基地は坂町の漁業組合の要望によりまして、北漁業基地を整備をしております。組合員さん全員からの要望ということで、町のほうは受けて実施をしておりますけども、実際土地ができて、基地ができて契約をするいうところで、いろいろな事情、案件があって今現在契約ができてない状況でございます。基本的にはですね、組合のほうから要望があったんで、組合のほうで何人か契約されていない人の整理をしていただきたいと考えておりますけども、町と一緒にですね、組合も一生懸命やっておりますけどもなかなか経済状況とかいうこともありまして、今現在未契約となっております。

ただし、あの事業を作るためには資金がいりますので、その土地に見合うお金を前受金で受けておりますので、だから契約をしていただければですね、いいという状況になっているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 以前坂町のこの土地開発公社の件、そろそろ町に戻したほうがいいんじゃないかというような質問したことがあると思うんですが、要は公有地の拡大ということで、いろいろいきよるとやはりちょっとこれがあるがために、ちょっと複雑なところもあるなというような感じがしております。今回用地を取得されたわけですが、これが多分取得したあとに、町の財産、財産目録かな決算のときに、多分そこへ載ってこんのじゃないかと思う、私が調べた範囲内では。ということは町有財産で二種類おるんやと。要はこっちは報告で済むんよというような領域が発生するし、これどうかなと思うんですが、まず、それ1点目、要は坂町の財産でありながら、決算報告のときに載ってこない公有財産が、これについてやっぱり二種類の帳簿ができるような感じになるから、やはりそんなんも含めて、早くこの坂町の監査の公社、公社いうのはもう解散して、町全部の一つで運営するというふうにかう思うんですが、その辺ちょっと含めて、ちょっと担当のほうに答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。町有財産については、決算書の後半のページに普通財産とか行政財産がこういうものがありますよという決算の報告書の中に掲載をしております。このたびは開発公社の状況がどういうふうになってるかいう中での財産はこういうものがありますよというものの中に、あくまでも町有財産ではな

く、建前上は開発公社の財産ということで、きょう報告をしているところでございます。

開発公社の設立、運営の意義でございますけれども、以前は土地代がどんどん上がるという中で、先行的に取得することによって安価に、ある程度安価に土地が取得ができるということで、開発公社の意義があったわけでございますけれども、そういう中で坂町の開発公社も一時運営的にですね、休止活動的なこともあったわけでございますけれども、県道事業が進む中で、その周辺をいかに整備をするという中で国の補助と県道が同時進行にいくということがですね、ちょっと今ずれております。その県道の用地が進む中で、その周辺でいろいろな町事業をしようとする、同時進行に進めるということが必要になります。それが地権者のためには有利なわけですね。それでそれを単独町費で投入をすると大きな費用がかかるのが現状です。それを開発公社の先行取得をさせていただいて、そののちに国の補助がついたら町が買い取る、そういう事業の手法もございますので、そういうふうな国の補助事業、まちづくりの一定の期間がすぎた時点で、じゃ今後開発公社をどういうふうにするんかということになろうかと思えます。現時点ではですね、そういうまちづくりの事業が今後10年間続くと思えますので、10年後にいろいろ検討をしていけばいいかないうふうに感じているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 以前開発公社いらんのじゃないかいうたときに、県道がすむまでというような答弁をされて、今答弁聞いてなるほどのうと。要は先行取得するときに便利のいい組織だというふうに理解しとけばいいんですね。この道路5,000万円だけど、5,000万円の取得云々のときには、議会の承認はあるんだけど、これだったら役員さんだけで進められると。それが便利がいいけん云々で、こう続けるんかのう思いよったんだけど、まあそういういったメリットもあるということで、ただ、ここでもう1点確認したいのは、こういった取得は別に公社がなくなってもちょっと割高になる言いよったね。その辺がちょっとようわからん。要は町がこの同じような形で、まちづくりの推進事業で、町がここの土地を取得する。開発公社は別に使わずに。そうしたときにどういった違いがあるんか。割高になるとかいいよったのは、国・県からの交付の関係なんかな。それちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） 先ほども説明をさせていただいたんですけども、今現在で町の単独費で買うと、町で買うということになりますと、町の単独費になりますので、開発公社が先行取得をすれば、後ほど国の補助がつくということになれば国の補助金分が町のほうにつきますので、国の補助金が半分つけば、町の単独費が半分ですむということになりますので、かなりの有利になるということです。実際に現時点で町単独費で買う土地の代金と、開発公社で買う土地の代金は、全く差はございません。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） せっかくの機会だから先ほどこちよっと話がありましたが、鯛尾地区の町営住宅の跡地、これあたりもどちらかという公社のほうの販売もしやすいかもわからないので、あそこを町から開発公社が買い取って、公有財産にしとって、県道のときに横のほうへ行きたいいうたらその辺を進めるとかというような話にはならないのですか。ほかにも公有財産少しあっちこちあるけど、もう少しふやしとって、今回こういった事業をしたらほとんど現金がなくなるような気がするんだけど、そんな開発公社をしっかりと使うんなら、10年ほどまだするんならそういった案も考えてはどうかと思うんだけど、どうでありますか。

○議長（川本英輔議員） 三登建設部長。

○建設部長（三登英生君） お答えをいたします。このたびの開発公社の土地の取得は、県道の地権者の残地をポケットパークで利用するとか、他の移転代替者のために先行取得するとか、そういう県道の地権者対応が主眼、地権者に有利ないろいろな交渉をすることによって、県道がスムーズに進むいうのもございます。

それで、県道の代替用地と道路でポケットパーク等で必要な用地の取得を考えております。資金的にもあまり余裕がございませんので、鯛尾の用地を買ってそこを造成をするところまでは手がまわりません。また、鯛尾の用地につきましてはですね、できれば民間で購入をしていただいて、民間のノウハウで造成をしていただいて、有料な住宅地として民間のほうで販売をしていただければと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第20号「先決処分承認を求めることにつ

いて（平成23年度坂町一般会計補正予算第1号）」の件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第20号「専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

このたび東日本大震災の支援にかかる予算を処置するため、平成23年度坂町一般会計補正予算第1号を編成をいたしました。この件につきましては、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告し承認を求めるものでございます。補正予算の内容につきましては、被災地への支援経費を計上いたし、予算の総額につきましては、49億9,476万9千円と変わりございません。歳出につきましては、6ページの総務費、東日本大震災支援事業費では、職員を派遣する経費等210万円を計上いたし、予備費では210万円を減額をいたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 職員の派遣ということですが、この職員の派遣はですね、定期的にいつ、何名派遣されたのかということをおちょっと説明してください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。このたびの補正では職員の派遣ということで、6月2日から本日6月8日まで保健師1名を福島県の郡山市に派遣をいたしましたものでございます。広島県関係市町と合同で実施をいたしております。

現在1名でございますが、この予算では6名分の経費を計上いたしておりまして、今後も被災地からのそういう要請に基づきまして、技術職等の要請があれば、また派遣を行うこととしておるものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認を可とする議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第21号「坂町税条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第21号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の一部改正に伴い坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。改正の内容につきましては、東日本大震災にかかる所得税に関する特例を税条例の制定附則として追加をいたすものでございます。第22条の東日本大震災にかかる雑損控除額等の特例でございますが、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、平成22年分の所得から雑損控除として控除をできることとするものでございます。第23条の東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の提要期限の特例でございますが、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合についても控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用できることとするものでございます。施行期日につきましては、第22条は公布の日から、第23条は平成24年1月1日となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第8 議案第22号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第22号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げるものでございます。基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円に改めるものでございます。施行期日につきましては、公布日でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手多数であります。

よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 9 議案第 2 3 号「坂町農業委員会の選挙による委員
の定数条例の廃止について」

日程第 1 0 議案第 2 4 号「証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」

日程第 1 1 議案第 2 5 号「坂町監査委員条例の一部改正について」

日程第 1 2 議案第 2 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について」

日程第 1 3 議案第 2 7 号「坂町職員定数条例の一部改正について」

日程第 1 4 議案第 2 8 号「坂町表彰条例の一部改正について」

日程第 1 5 議案第 2 9 号「坂町情報公開条例の一部改正について」

日程第 1 6 議案第 3 0 号「坂町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第 1 7 議案第 3 1 号「坂町行政手続等における情報通信の技術の利用に関す
る条例の一部改正について」

の 9 議案を一括議題とします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第 9 議案第 2 3 号から日程第 1 7 議案第 3 1 号までを一括議題といたしま

す。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止について」、議案第24号「証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、議案第25号「坂町監査委員条例の一部改正について」、議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第27号「坂町職員定数条例の一部改正について」、議案第28号「坂町表彰条例の一部改正について」、議案第29号「坂町情報公開条例の一部改正について」、議案第30号「坂町個人情報保護条例の一部改正について」及び議案第31号「坂町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」は、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

坂町農業委員会につきましては、坂町における農業従事者が農地の減少など坂町の農業の実態を勘案した結果、農業委員会から廃止の方向で意見が集約されましたので、農業委員会等に関する法律第3条第5項の規定に基づき7月19日の任期をもって廃止するため、関連条例の廃止及び改正をいたすものでございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑、討論、採決を行います。質疑については一括で、討論、採決については1議案ずつ行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 御異議なし、と認めます。

よって、質疑は一括で、討論、採決は1議案ずつ行います。

質疑を行います。

日程第9 議案第23号から日程第17 議案第31号について、質疑はありませんか。

8番折出直幸議員。

○8番（折出直幸議員） 農業委員会が廃止ということになるわけですが、そのあとのですね、農業の振興についての対策のあり方いうんですか、どういう対応にされるんかちょっとそこらを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） お答えいたします。新たに7月19日をもって廃止されるわけでございますけども、やはり坂町にとって農業振興も大切ということでございます。それで今度は委員さんは数名で、5名以内をもって新しく農業会議というものを設置いたすこととしております。業務の内容につきましては、農業の調査、生産に関する事とか、水田農業の確立とか有害鳥獣の被害及び対策に関する等いうのを協議していただく場として設置するものでございます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出直幸議員。

○8番（折出直幸議員） じゃ、5人ということなんですけど、年間の今までの経費がありますけど、今回からのそのあとの経費はどれぐらいの予定でおられますかね。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） ことしの予算につきましては、新たに2回程度開催させていただければと思います。それで一応5万2千円を今計上させていただいております。このあとの補正予算にも計上させていただいております。今年度一応5万2千円というようなことで計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） いかれば予算が小さくなるわけで、残ったような形の差額ですよね、ぜひですね、農業振興のほうにね、回してもろうてですね、イノシシ対策とかですね、いろいろあると思うんですけど、そこらのほう要望したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） 今年度もイノシシ対策につきましてはですね、捕獲を110頭から130頭の予算を計上しております。そこらの状況を見ながらですね、そこらの捕獲の報酬ですかね、そこらも条件にあわせて対応していければと考えております。

また、イノシシの防護柵ですけれどもここらは今の予算、大体年間に20万円程度の補助金で推移しておりますので、ここらも様子を見てその状況に応じてから対応させていただければと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏議員） この中にですね、有識者が一つだけ残っておりますよね。

これはこのまま続けるんですか。それともその辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三宅産業建設課長。

○産業建設課長（三宅信治君） 有識者の件についてでございますけれども、農業委員会につきましては、選挙で選ばれた方が8名と、また有識者の方が今、議会推薦から1名と、あと農協から1名ということでございますが、この任期、農業委員としての有識者ということで、この任期が終了いたしましたらその方も今度は有識者ということは、今後はございません。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9 議案第23号「坂町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止について」の討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第24号「証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第25号「坂町監査委員条例の一部改正について」、討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第27号「坂町職員定数条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第28号「坂町表彰条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第29号「坂町情報公開条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第30号「坂町個人情報保護条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第31号「坂町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第18 議案第32号「平成23年度坂町一般会計補正予算（第2号）」についての件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第32号「平成23年度坂町一般会計補正予算（第2号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に583万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億60万8千円といたすものでございます。

4ページの債務負担行為補正につきましては、町道改良用地取得事業を追加をいたしました。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で県支出金、民生費県補助金では、介護基盤緊急整備事業280万6千円及び安心子ども基金事業200万円を計上をいたし、教育費委託金では特別支援教育総合推進事業18万9千円及び体験活動推進事業84万4千円を計上をいたしました。

次に、10ページからの歳出で、総務費、農業委員会委員選挙では、農業委員会の廃止に伴い農業委員会委員選挙にかかる経費をそれぞれ減額をいたしました。

11ページの民生費、老人福祉費では、地域支え合い体制づくり事業280万6千円を計上をいたし、12ページの児童福祉総務費では、安心子ども基金事業200万円を計上をいたしました。

農林水産業費、農業委員会費では、農業委員会の廃止に伴い農業委員会にかかる経費をそれぞれ減額をいたし、農業振興費では農業会議委員報償費5万2千円を計上をいたしました。

13ページの土木費、公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金80万円を追加計上をいたしました。

14ページの教育費、事務局費では特別支援教育総合推進事業18万9千円。小学校費、教育振興費では体験活動推進事業84万4千円をそれぞれ計上いたし、中学校費、学校管理費ではスクールカウンセラーにつきまして、県の派遣事業に採択されましたので減額をいたしました。

15ページの予備費につきましては、119万7千円を追加計上をいたしました。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんか。

9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） それぞれ事業がこうありますわね。それらのいちいち聞くのも面倒だし内容をちょっとどういったものかというのをちょっとわかればお願いしたいと思います。それぞれの事業。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時15分）

（再開 午後3時17分）

一つずつ説明するわけよね。

○9番（大田直樹議員） もう一つ一つ質問するのもあれやけん、事業がようけあるからそれぞれ担当課に分けていってください。

○議長（川本英輔議員） わかりましたか。いいですか。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） それぞれの事業について、概略ではございますが、各課をまとめて私のほうで御説明をさせていただきます。

なお、私の質問でわからない、細かい詳細の部分につきましては、改めて別業課のほうへということで、よろしく願い申し上げます。

まず、歳出のほうにおきまして、10ページをお開きください。

この10ページにつきましては、先ほどありました農業委員会の廃止に伴いまして、それに関係する予算を一括してそれぞれを減額をさせていただくものでございます。

11ページの老人福祉費につきまして、208万6千円につきましては、地域支え合い体制づくり事業ということで、高齢者の認知症見守り事業ということで、地域での認知症の方を支えあう体制づくりのための事業でございます。なお、これにつま

しては、県支出金に208万6千円の同額が計上されておるところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページの児童福祉総務費補正額200万円につきましては、これは県の安心子ども基金事業ということで、子どもたちに対するさまざまな子どもたちへのいろんな備品を購入するものでございまして、これにつきましては、公用車を計画いたしておるところでございます。なお、これも先ほどの地域支えづくり事業と同じく、全額県の基金事業ということで、200万円が県補助金として歳入をされております。

失礼しました。続きまして、農業費におきましては、農業委員会に関する経費でございまして、農業委員さんのかかる経費について減額いたし、新たに農業会議の委員さんの報酬を計上をいたしております。

13ページの都市計画費につきましては、下水道事業特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金80万円が必要となったものでございます。この繰出金につきましては、横浜ポンプ場のポンプの修繕をするための経費として繰り出しをいたすものでございます。一旦終わります。以上です。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 土木費の公共下水道の繰出金でございますが、これはこのあとですね、下水道事業特別会計の補正予算で出てきますけども、これは横浜ポンプ場ですね、雨水排水ポンプの先ほど一般質問でもありましたが、150mmのポンプを修繕する費用で80万円計上してございまして、その一般会計からの繰出金となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） 引き続きお答えをいたします。14ページをお願いいたします。

14ページの事務局費で18万9千円の補助金を増額計上をいたしております。これにつきましては障害のある児童生徒に対する特別総合支援教育を総合的に推進する事業で、特別支援学級の教諭を対象としたいろんな研修会などに対する補助金でございます。なお、こちらにつきましても県のほうの事業に採択されておりますので、同額の18万9千円から県から歳入を予定をいたしております。

続きまして、小学校費の学校管理費につきましては、坂小学校の1年生が1学級増となりました。それに伴いまして必要な備品を買うもの等が主なものでございます。

教育振興費につきまして、84万4千円を計上いたしております。これにつきましては日常とは異なる環境での生活を体験する学習事業への補助ということで、84万4千円を計上いたしました。これにつきましても県のほうの推進事業で採択をされておりますので、事業費同額の84万4千円が国庫補助金としていただいております。

中学校費のスクールカウンセラー講師謝金につきましては、当初坂町の一般財源でスクールカウンセラーを措置いたしておりましたが、措置につきましては、提案説明でもございましたように、県のほうから採択されましたので、県のほうで支援をしていただくことになりました。従いまして、町が用意しておりました一般財源を減額するものでございます。

予備費につきましては、今回の補正につきまして、歳入歳出の増減がございました。その調整として一旦予備費のほうへ119万7千円を留保させていただいて、今後しかるべき時期に整理をさせていただくというものでございます。

以上、簡単ですが御説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 簡単でちょっとまたくわしく。11ページの高齢者見守りネットワーク、こうやってから予算がついとるということで、どういったことをするというのは、もう計画は立っておるわけですね。そのところちょっとくわしく願えますか。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えをいたします。この事業を活用いたしまして、高齢者の見守りににつきまして、日々の見守りの支援、あるいは徘徊による行方不明等の防止のための事業を実施したいと考えております。具体的には高齢者安心見守りネットワークとして住民協、老人クラブ、医師会、商工会、警察等の方をメンバーとしまして、ネットワーク会議というものを設けまして、認知症、高齢者の方等の、高齢者の方等の日々の見守り支援について、あるいは徘徊による行方不明の防止ということについての協議等を行っていききたいということと、高齢者安心ネットワークセンターというセンター機能を地域包括支援センターに設けまして、そういった徘徊の恐れがある高齢者等の登録等を行って、あるいはその協力員等の登録等を行いながら地域での見守りの相談、あるいは見守りの支援の支援をしていききたいという

ことと、今、認知症サポーター研修ということで、視聴覚教室を利用して、何回もやっておりますけども、できれば出前講座といいますか、地域に出てできるようにしたいということで、プロジェクターとかそういったものもこの事業、県の補助金を活用できますので、こういったものを使ってですね、そういったものを整備して、地域の中でその認知症の理解を深めていくような講座を進めていきたいといったようなことで、この事業をやっていこうというふうに考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） これを見ますと280万円のうち201万円が体制づくりの事業、備品なつとるんやね。備品、そういった備品ということは、物なんじゃろう思うんよ。そこのところをちょっとどういったものなのか、わかれば。

○議長（川本英輔議員） 信川保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（信川正次君） お答えいたします。まず、備品といたしましては、先ほど地域包括支援センターにネットワークセンターの機能を持たせるということで御説明いたしましたけども、車両を1台購入いたしまして、地域包括支援センターがいろいろそういった地域の高齢者の配達等の登録とか、あるいは協力者等の相談等があったときに、機動的に動けるというようなことで、車両を買って対応したいということと、先ほど出前講座という話をさせてもらいましたけども、プロジェクターとか、プロジェクタースクリーンとか、そういったもろもろのものを備えまして、出前講座、目で見て音で聞いて、いろんな理解をしやすく皆さんにですね、していただくためのそういったものを備えていきたいということと、あと徘徊の恐れがあるということで、事前に申請があった高齢者の方を写真とか撮ってですね、事前に登録していくわけですけども、そういったときのデジタルカメラとか、そういったものも備えていきたいというような備品の経費でございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） それを言うてくれたらああ納得じゃのういうて、そこのところをちょっと聞いたかったんや。それとですね、小学校費、体験活動推進事業、この体験活動もちょっと具体性がちょっと見えてこん。いうのは学校で習わんような学校以外の体験をさすんだみたいな、どういったことをちょっとあれか、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。本年度広島県教育委員会から事業

の委託を受けたものでございまして、日常生活と異なる環境で日常生活と異なる生活を体験することによりまして、児童の自立心や主体性を育てるとともに、体験先の地域住民の方との交流、またそれによって混成能力等を人間関係を形成する力を育てることを目的といたしまして、今年度は坂小学校の6年生を対象に三泊四日の宿泊学習を実施するものでございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 坂小学校の5年生を対象ということは、順次それがあれしたら小屋浦、横浜、そういったのにも伸ばしていきたいというふうな思いがあつてのというのは、やっぱり不公平感じゃないが、やっぱり皆にやっぱりそういうふうなすばらしい体験学習ならね、やってもらわにゃみたいなのがやっぱりあるわけですから、今年度はそういうふうな坂小学校いうふうに限定されましたけど、そういった予定はどうなんですか。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。本事業は平成21年度にですね、本事業の委託を受けまして、21年度につきましては小屋浦小学校、また22年度につきましては横浜小学校の同じく5年生で同様の事業を実施しておりまして、今年度が坂小学校ということで、3小学校が事業の実施が終わるということでございます。以上です。

○9番（大田直樹議員） はい、ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第19 議案第33号「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第33号「平成23年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明を申し上げます。

このたびの補正は、歳入では一般会計繰入金、歳出では総務管理費の追加計上を行うもので、既定の予算総額に80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,116万7千円といたすものでございます。

歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金80万円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ一般管理費需用費の修繕料80万円は、横浜ポンプ場の雨水排水ポンプの修繕に伴う増額で試算の上、計上をいたしました。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 修繕費の中身ですね、今度例えばどういう形に壊れたから直すかね。能力はアップできんのかどうか知らんけど、そういう中身をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。今回の修繕につきましては、滞水地の底盤を覆う水を排出するポンプ150mmですけども、そのポンプはですね、劣化に伴う取りかえの工事でございます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） これからというか、今梅雨ということもありますし、台風

も近づくんですが、工期についてはいつからでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。この補正予算を採決していただきましたら直ちに発注いたしまして、6月末までには完成をさせたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 8番折出議員。

○8番（折出直幸議員） 聞きたいのはですね、例えばその経過ですよ、買うてからのですね。例えば修理をするんじゃないけど、修理の部分のほうがあえんか、逆を言えば新しいものを買うたほうがえんかという判断も本当はもうされとると思うんじゃないけど、いつごろ購入した分ですかね。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。このポンプは平成14年に設置いたしましたして、9年を経過したポンプでございます。常時自動で稼働しておりますもんですから年間の稼働時間が約2,000時間ございまして、それによる磨耗も激しいためにですね、修繕よりは取りかえのほうがより有効であると考えておりますので、今回取りかえるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 9番大田議員。

○9番（大田直樹議員） 取りかえというのは、モーターを取りかえなの。それともか中の炭素棒みたいなのがありますわね、モーターですから。それらを全部ばらしてからそこを変えてもらうとか、いろいろ修理にもあるわけですよ。そういったところは。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。150mmの水中ポンプがありますけれども、設置しておりますけれども、それすべてを取りかえるものでございます。新しいものに取りかえるものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第20 発議第4号「坂町議会委員会条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

9番大田議員。

○9番(大田直樹議員) 「坂町議会委員会条例の一部改正について」

今回の条例の一部改正については、農業委員会の廃止に伴い条例を一部改正するために、議会運営委員会に重複する委員6名で、坂町議会会議規則第13条の規定により提出いたしました。御審議のほどよろしく。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定を可とする議員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了をいたしました。

おはかりいたします。

本定例会の会期は6月14日までとなっておりますが、会議規則第6条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） ご異議なし、と認めます。

よって、本定例会は本日をもって、閉会することに決しました。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成23年第5回坂町議会定例会が閉会するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

なお、皆様方より賜りました御意見につきましては、今後これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をしていく所存でございます。

特にきょうは避難訓練についてでございますけども、パフォーマンスという御指摘を受けました。これはですね、備えあって憂いなしという思いで、町と坂町消防団、そして坂町全住民福祉協議会と合同でやる避難訓練であります。消防団にとりましても、各住民福祉協議会にとりましても、また町にとりましてもせっかく避難訓練をして、パフォーマンスということになってはいけないので、このことにつきましてもですね、消防団、各住民福祉協議会としっかりと協議をしながら本当に備えあって憂いなしというような訓練にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、これから梅雨も本格的になり、蒸し暑い日が続くというふうに思いますが、

皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成23年第5回坂町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

（閉会 午後3時38分）